3 障がい者（児）の福祉

(1) 相談窓口に関すること	市役所の窓口	障がい福祉課障がい福祉係	P25
		障がい福祉課障がい福祉係以外の窓口	P25
	市役所以外の窓口	市役所以外の窓口	P25
	障がい者相談員制度に関すること	身体障害者相談員	P26
		知的障害者相談員	P26
		地域相談員	P26
	各種無料相談に関すること	障がい福祉なんでも相談室	P26
		高齢者・障がい者のための無料電話法律相談	P27
		ひきこもりに関する相談	P27
		ひきこもり相談窓口	P27
		千葉いのちの電話	P27
		心の健康相談	P28
		障害者差別解消に関する窓口	P28
(2) 障害者総合支援法に関すること		障害者総合支援法の基本理念	P29
		障がい者の範囲の見直し	P29
		福祉サービスに係る自立支援給付等の体系	P29
		基本的な手続きの流れ	P30
		利用者負担	P31
		障害福祉サービスの内容（介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付）	P32
		障害福祉サービス事業所一覧（訪問系サービス事業所、日中活動系サービス事業所、居住系サービス事業所、指定特定相談支援事業所・指定特定障害児相談支援事業所）	P33
	自立支援医療	自立支援医療（育成医療）	P38
		自立支援医療（更生医療）	P39
		自立支援医療（精神通院医療）	P40
	補装具費支給事業	補装具費支給事業	P40
	地域生活支援事業	基幹相談支援センター	P41
		意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）	P42
		日常生活用具・住宅改修費の給付	P42
		移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）事業	P45
		地域生活支援事業サービス事業所一覧（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業）	P46
		訪問入浴事業	P47
		知的障がい者の職親委託	P48
		社会参加促進事業（自動車運転免許取得費の助成・身体障害者用自動車改造費の助成）	P48
		成年後見制度利用支援事業	P49
	富津市障害者総合支援協議会	富津市障害者総合支援協議会	P50
(3) 児童福祉法による障害児福祉サービス支援に関すること		児童福祉法のポイント	P51
		障がい児通所支援の基本的な手続きの流れ	P52
		利用者負担	P52
		障害児福祉サービスの内容	P53
		障害児福祉サービス事業所一覧	P53
(4) 障害者手帳に関すること		身体障害者手帳	P55
		療育手帳	P58
		精神障害者保健福祉手帳	P59
(5) 障がい者の手当に関すること		特別児童扶養手当、障害児福祉手当	P61
		在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当、特別障害者手当	P62
(6) 医療費の助成に関すること		重度心身障害者医療費	P62
		精神障害者医療費	P64
		指定難病医療費助成制度	P65
(7) 障がい者の年金に関すること		障害基礎年金（国民年金）	P66
		特別障害給付金（国の制度）	P67
		障害厚生年金・障害手当金（一時金）（厚生年金）	P67
		心身障害者扶養年金	P67
(8) 各種割引・軽減に関すること	税の軽減に関すること	障害者控除（所得税・住民税）	P69
		自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）	P70

(8) 各種割引・軽減に関すること	税の軽減に関すること	相続税	P71
		贈与税	P71
		関税の免除	P71
		個人事業税	P71
		利子等の非課税	P72
	各種料金の軽減に関すること	NHK放送受信料	P72
		郵便料金	P72
		携帯電話等	P73
		NTT番号案内（ふれあい案内）の無料提供	P73
		NTTファクス104	P73
(9) 交通サービスに関すること		有料道路通行料金	P74
		JR運賃・私鉄運賃	P75
		バス運賃	P75
		タクシー運賃（助成）	P75
		タクシー運賃（割引）	P76
		航空旅客運賃	P76
		フェリー旅客運賃	P76
		駐車禁止規制の対象除外	P77
		ちば障害者等用駐車区画利用証制度	P77
		福祉カーの貸出し	P78
(10) 視覚障がい者・聴覚障がい者に関すること		視覚障害者総合支援センターちば	P78
		広報ふっつ（CD版）	P79
		聴覚障がい者用ビデオテープ・DVDの製作・貸出	P79
		聴覚障がいに関する図書・資料等の貸出閲覧	P80
		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	P80
(11) 発達障がいに関すること		発達障がいとは	P81
		千葉県発達障害者支援センター（CAS）	P82
		療育等支援事業	P83
		つくしんぼ教室	P83
(12) 社会参加に関すること		子育て交流会	P83
		君津地域心身障害児者スポーツ大会	P84
		自助グループ及び団体	P84
		断酒学級	P84
(13) その他の福祉サービスに関すること		日常生活自立支援事業	P85
		補助犬の給付	P85
	障がいのある人に関係するマーク等（一例）	障がい者のための国際シンボルマーク	P86
		盲人のための国際シンボルマーク	P86
		身体障害者標識・聴覚障害者標識	P86
		ほじょ犬マーク	P86
		耳マーク	P87
		オストメイト用設備／オストメイト	P87
		ハートプラスマーク	P87
		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク	P87
		ヘルプマーク	P88
		手話マーク	P88
		筆談マーク	P88
		車いす使用者優先駐車区画・おもりやり駐車区画	P88
(14) 職業相談・訓練等に関すること		千葉障害者職業センター	P89
		千葉障害者就業支援キャリアセンター	P89
		ハローワーク木更津（木更津公共職業安定所）	P89
		障害者就業・生活支援センター　エール	P89
		千葉県立障害者高等技術専門校	P90
(15) 保育に関すること		地域の保育所（園）による障がい児保育	P91
(16) 教育に関すること		心身の発達について心配のあるお子さんの就学相談	P91
		特別支援学級設置校	P93
		特別支援学校	P93
障害程度別サービス早見表		障害程度別サービス《早見表》	P94

（1）相談窓口に関すること

市役所の窓口

○障がい福祉課障がい福祉係

- ●障害者総合支援法に関すること
- ●地域生活支援事業に関すること
- ●身体障害者福祉法に関すること
- ●知的障害者福祉法に関すること
- ●精神保健福祉法に関すること
- ●発達障害者支援法に関すること
- ●児童福祉法に関すること
- ●障害者差別解消法に関すること
- ●障がい者の虐待に関すること
- ●各種相談に関すること
- ●各種障害者手帳に関すること
- ●各種福祉サービスに関すること
- ●各種医療費助成に関すること
- ●各種手当に関すること

問い合わせ先　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○障がい福祉課障がい福祉係以外の窓口

機　関　名	内　　容	住　　所	問合わせ先
社会福祉課 社会福祉係	・要援護者地域見守り事業に関すること ・民生委員、児童委員に関すること	〒293-8506 富津市下飯野2443	0439-80-1258
社会福祉課 生活福祉係	・生活保護に関すること ・生活困窮者自立支援法に関すること		0439-80-1259
保育課	・障がい児保育に関すること		0439-80-1312
こども家庭課	・子ども医療費助成に関すること ・児童手当・児童扶養手当に関すること ・DV・児童虐待に関すること		0439-80-1256
健康づくり課 健康づくり係	・子どもの発達相談に関すること ・障がい児の健康指導に関すること		0439-80-1265
学校教育課	・障がい児の教育・就学に関すること ・特別支援教育に関すること ・発達障がい児に関すること ・準要保護に関すること		0439-80-1339
市民課市民係	・障がい者の年金に関すること		0439-80-1253

市役所以外の窓口

窓　　口	相　談　内　容	住　　所	電話番号
君津児童相談所	・18歳未満の児童に関するあらゆる問題についての相談	〒299-1151 君津市中野4-18-9	0439-55-3100
君津健康福祉センター （君津保健所）	・小児慢性特定疾患の医療費助成 ・心の健康相談 ・酒害・薬物依存相談 ・精神障がい者の社会復帰支援 ・精神障害者家族会 ・うつ病体験者と家族のつどい ・福祉に関する相談 ・特別児童扶養手当 ・難病患者の医療費助成に関すること ・エイズ相談・性感染症・肝炎検査	〒292-0832 木更津市新田3-4-34	地域保健課 0438-22-3744 地域福祉課 0438-22-3744 疾病対策課 0438-22-3745
中核地域生活支援センター 「君津ふくしネット」	・児童、障がい者、高齢者の福祉の総合相談 電話相談は24時間365日受付 窓口相談は9時～18時（要予約）	〒293-0012 富津市青木2-16-14 アーバンスモール秋山101号	0439-27-1482
基幹相談支援センター えこ	・障がい種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関すること。	〒293-0058 富津市佐貫255 佐貫ビル202	0439-66-2750
広域専門指導員	・障がいのある人に対する差別に関すること	〒292-0832 木更津市新田3-4-34 君津健康福祉センター	0438-23-6603

障がい者相談員制度に関すること

○身体障害者相談員

内　　容　身体に障がいのある人の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言及び関係団体との連携等に当たる地域の奉仕者です。

対 象 者　市内全域の身体に障がいがある人やそのご家族等、どなたでも相談できます。

対応できる日時　平日9時～17時

費　　用　無料

問い合わせ先

氏　名	所属団体等	電話番号	備　考
三辻康一	富津市ろうあ協会	0439-87-6146（FAX）	主に聴覚障がい者を担当
川名もと子		0439-67-1547	身体障がい者（児）担当

○知的障害者相談員

内　　容　知的障がい者の更生援護に関し、本人や保護者からの施設入所や就学、就職等の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、知的障がい者援護思想の普及にあたる地域の奉仕者です。

対 象 者　市内全域の知的障がいのある人やそのご家族等、どなたでも相談できます。

対応できる日時　平日9時～17時

費　　用　無料

問い合わせ先

氏　名	所属団体等	電話番号	担当地区
藤嵜義昭	君津地区自閉症協会にじの会	090-2203-6610	富津市内全域
森野貴子	君津地区自閉症協会にじの会	障がい福祉係(0439-80-1260)へ連絡してください	大佐和地区

○地域相談員

内　　容　「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障がいに関する差別について相談を受け、関係者への説明及び調整、関係行政機関の紹介、並びに必要な助言及びあっせんを行います。

対 象 者　市内全域の障がいのある人やそのご家族等、どなたでも相談できます。

対応できる日時　平日9時から17時

費　　用　無料

問い合わせ先

氏　名	電話番号	担当分野	氏　名	電話番号	担当分野
石井光一	0439-68-0673	教育	小池光徳	0439-71-8788	精神
長谷川初子	0439-65-3016	教育	庄司快栄	090-4520-9634	福祉サービス

各種無料相談に関すること

○障がい福祉なんでも相談室

内　　容　障がいに関する相談全般を行います。

対 象 者　富津市内に住所がある人で、発達障がい・高次脳機能障がい・難病・内部障がい、身体・知的・精神に障がいのある人やその家族など、日常生活に障がいを感じている人であれば誰でも利用できます。

開催日時　①毎月第二木曜日　②毎月第三木曜日

場　　所　①富津公民館　4・7・10・1月　中央公民館　5・8・11・2月　市民会館　6・9・12・3月　②富津市役所

利用方法　事前予約が必要ですので、障がい福祉係までご連絡ください。

対応時間　1人当たり／1時間程度

費　　用　無料

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○高齢者・障がい者のための無料電話法律相談

内　　容　高齢者・障がい者支援センターにおいて、無料の電話法律相談を行っています。

対 象 者　1．65歳以上の高齢者　2．障がい者
3．高齢者又は障がい者を支援する立場の人

開催日時　毎週月曜日　10時～12時　毎週水曜日　13時～15時
※ ただし、年末年始、お盆、祝祭日除く。

利用方法　☎ 043-227-1800までお電話ください。担当弁護士が、直接ご相談を伺います。ただし、ご相談内容は、法律問題に限ります。なお、同一内容のご相談は年１回限りとなります。

対応時間　1人当たり／20分程度

費　　用　無料

問い合わせ先　千葉県弁護士会　千葉市中央区中央 4-13-9　☎ 043-227-8431

○ひきこもりに関する相談

内　　容　千葉県ひきこもり地域支援センターがひきこもりに関する相談を受け付けます。

対 象 者　原則として18歳以上の人でひきこもりで悩んでいるご本人やご家族

対応できる日時　月曜日～金曜日の9時30分～16時30分
（ただし、第1金曜日は 13時～16時30分）
※ 祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

利用方法　☎ 043-209-2223までお電話ください。

費　　用　無料

問い合わせ先　千葉県健康福祉部障害者福祉推進課　☎ 043-223-2680

○ひきこもり相談窓口

内　　容　富津市基幹相談支援センターえこにおいて、ひきこもりの相談を行っております。

対 象 者　ひきこもりで悩んでいるご本人やご家族

対応できる日時　平日8時30分～17時15分
土・日・祝日・12月29日から1月3日はお休みとなります。

利用方法　富津市役所内相談室（1階公衆電話のとなり）、富津市佐貫255佐貫ビル203号に訪問いただくか、☎0439-66-2750 までお電話ください。

費　　用　無料

○千葉いのちの電話

対面面談

対 象 者　原則千葉県在住の方
精神的治療を受けている方は、医療機関の了解を得てご参加ください

相談時間・相談回数　1回50分、継続3回まで可能。

予 約 制　予約制（当日面談は当面中止）

相談開催日時　対面面談は2021年3月22日（月曜日）より当面、月曜日、火曜日、金曜日、土曜日のみの実施となります。
11：00～　13：00～　14：30～

場　　所　千葉いのちの電話相談室（千葉市中央区本町3-1-16　CIDビル1階）
費　　用　対面相談　無料。ただし、初回に施設管理費として2,000円
電話相談
相談電話　043-227-3900
相談時間　24時間365日（コロナ禍のため相談時間を短縮しています。7：30～21：30　但し第2週を除く金曜日・土曜日は終日）
変更がある場合がありますので問い合わせ先にご確認ください。
問い合わせ先　社会福祉法人　千葉いのちの電話事務局
☎ 043-222-4331　月～金9：00～17：00　土12：00～14：30（祝日を除く）

○心の健康相談
内　　容　心の健康に関する相談に精神科医が専門的な立場から個別に助言します。
対 象 者　統合失調症・うつ病・神経症・ひきこもり・ストレス症状等について相談したい本人又は家族
開催日時　毎月第1木曜日　14時～16時・第3月曜日　13時～15時
利用方法　予約制となっておりますので、☎ 0438-22-3744 に事前にご連絡ください。
費　　用　無料
問い合わせ先　千葉県君津健康福祉センター　地域保健課　☎ 0438-22-3744

○障害者差別解消に関する窓口
内　　容　平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。障害者差別解消法では、「障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること」を目的としています。差別を解消するために大きく分けると、①不当な差別的取扱いをしてはいけない、②合理的な配慮をすること、と定められています。もしそのようなことをされた時・配慮を受けたいときは障がい福祉課まで。また、千葉県には障がいのある人に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」も施行されております。担当は千葉県君津健康福祉センター（☎ 0438-23-6603）となります。併せてご相談ください。
対 象 者　身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）、その他（心身の障がい等により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人）。
※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。
不当な差別的取扱いとは　障がい者であることを理由に、商品やサービスの提供を拒否するような行為はしてはいけないこととなっています。具体的には、「飲食店が障がい者と他のお客さんを同じ店内で食事を食べさせたくないので飲食の提供を拒否すること・習い事をしようとして障がい者であることを伝えたら入会できなかったこと」などです。

合理的配慮とは　障がい者が社会的な障壁（バリアー）を取り除きたいと言われた場合には、負担になり過ぎない範囲でその障壁を無くすこと（バリアフリー）です。具体的には、「足の不自由な人が段差のある通路を通るためにスロープを配置する・耳の聞こえにくい人のために説明会等で手話通訳者を配置することや文字をスクリーンに書いて説明する」などです。
※ 令和3年6月公布の改正法により、事業者による合理的配慮の提供が現行の努力義務から義務化されることとなっています（施行日：公布の日（R3.6.4）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）。
問い合わせ先　障がい福祉課　障がい福祉係
☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

（2）障害者総合支援法に関すること

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）による障害福祉サービス

○1. 障害者総合支援法の基本理念

1. 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
2. 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
3. 可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
4. 社会参加の機会の確保
5. どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

6　社会的障壁の除去

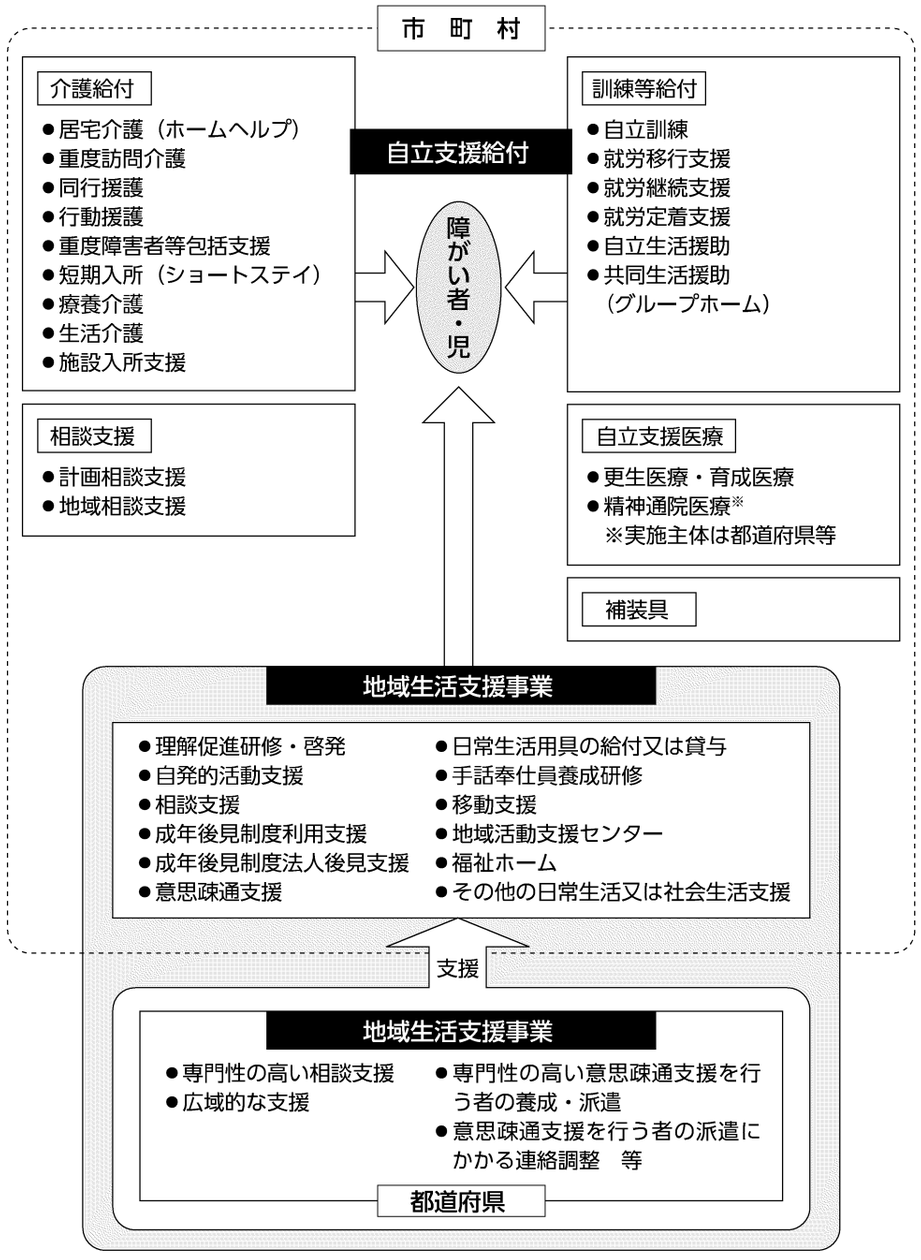
○2. 障がい者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの）を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。
⇒難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいがある人に対して、障害福祉サービスを提供できるようになりました。
⇒これまでは補助金事業として一部の市町村での実施でしたが、全市町村において提供が可能になりました。
⇒これによって、難病患者等も居宅介護サービスや、日常生活用具給付などの障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの利用が可能になりました。

○3. 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービスは、個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。
「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に分けられます。

障害者総合支援法による「総合的な支援サービス」の全体像



○4. 基本的な手続きの流れ

※訓練等給付、同行援護（身体介護を伴わないを希望する場合に限る）、地域相談支援給付のみ（又はこれらの組合せのみ）の支給決定の場合は5 の障害支援区分の認定は行いません。

1　相談・情報収集
居宅介護や施設などの利用を希望されるときは、障がい福祉係にご相談ください。

2　利用申請
具体的な利用希望のサービスが決まったら、障がい福祉係にサービス利用の申請をしていただきます。必要に応じて指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成を行います。

3　サービス等利用計画案の作成
サービス等利用計画案の作成を指定特定相談支援事業者に依頼します。

4　80項目の認定調査
心身の状況などについて調査を行います。

5　障害支援区分の認定
4で行った調査と医師の意見書に基づいて、障がい保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会での審査・判定を受け、障害支援区分の認定を行います。

6　サービス等利用計画案の提出
作成したサービス等利用計画案を障がい福祉係に提出します。

7　支給決定
サービスの利用意向、介護を行う者の状況を聞き取った上、サービス等利用計画案や障害支援区分を踏まえて、障がい福祉係で障害福祉サービスの内容、支給期間を決定します。なお、必要なサービスの支給量が基準を超える場合は、審査会の意見を聞いた上で支給決定を行います。また、利用者負担の上限額も決定します。

8　受給者証交付
支給が決定した皆さんには、受給者証をお渡しします。

9　サービス等利用計画の作成
サービス等利用計画案に基づいて、指定特定相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

10　指定事業者・施設への申込・契約
サービス等利用計画に基づき、事業者や施設に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。

11　サービスの利用、利用者負担額の支払
契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

12　介護給付費等の支払
サービスを提供した指定事業者・施設に対し、市はサービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を差し引いた額を支払います。

13　モニタリングの実施
定期的に指定特定相談支援事業者により、サービスの利用状況等の確認が行われます。

○5. 利用者負担

障害者総合支援法によるサービスを受けると、原則1割の負担がありますが、同時に世帯の所得状況により、月額上限額が設定されます。さらに利用するサービスによっては、個別減免・補足給付・家賃補給・食費の軽減措置等があり、多くの人がサービス費１割まで支払わなくても済むようになっています。

○6. 障害福祉サービスの内容　－介護給付－

1	居宅介護［ホームヘルプ］（区分1以上）
	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
2	重度訪問介護（区分４以上）
	重度の肢体不自由又は、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
3	同行援護
	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者の外出時において、障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
4	行動援護（区分3以上）
	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
5	重度障害者等包括支援（区分6）
	常時介護を要し介護の必要性がとても高い者に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供します。
6	短期入所［ショートステイ］（区分１以上）
	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。
7	生活介護（区分3以上、50歳以上は区分2以上）
	常に介護を必要とする者に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
8	療養介護（区分5以上）
	医療と常時介護を必要とする者に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
9	施設入所支援（区分4以上、50歳以上は区分3以上）
	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

－訓練等給付－

1	自立訓練［機能訓練］（標準利用期間　18か月）
	身体障がい者・難病等対象者につき、当該障がい者支援施設に通わせ、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
2	自立訓練［生活訓練］（標準利用期間　24か月）
	知的障がい者又は精神障がい者につき、当該障がい者支援施設に通わせ、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
3	宿泊型自立訓練（標準利用期間　24か月）
	知的障がい者又は精神障がい者につき、地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力の維持・向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
4	就労移行支援（標準利用期間　24か月）
	一般企業等への就労に向けて、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
5	就労継続支援A型
	一般企業等への就労が困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
6	就労継続支援Ｂ型
	一般企業に雇用されることが困難な障がい者のうち、一般企業に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても一般企業に雇用されるに至らなかった者、その他の一般企業に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
7	就労定着支援（利用期間　36か月以内）
	一般就労に移行した者に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
8	自立生活援助
	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
9	共同生活援助［グループホーム］
	地域で共同生活を営むことに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

－地域相談支援給付－

1	地域移行支援
	障がい者支援施設等に入所している者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
2	地域定着支援
	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

○7. 障害福祉サービス事業所一覧　－訪問系サービス事業所－

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号	サービス種類
ファミリーサポート フェニックス	富津市青木4-8-4	0439-87-5979	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ニチイケアセンター富津	富津市千種新田13-5	0439-27-0584	居宅介護・重度訪問介護
セントケア富津	富津市西大和田916	0439-80-5393	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ヘルパーステーションわだち	富津市竹岡475	0439-67-2203	居宅介護・重度訪問介護
ケア・サービスひまわり	富津市八幡163	0439-66-1165	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ホームヘルプ サービスセンター金谷の里	富津市金谷1912-2	0439-69-8402	居宅介護・重度訪問介護
訪問介護ステーション若葉	富津市金谷2559-1	0439-69-2057	居宅介護・重度訪問介護
サポワール有限会社ベル 訪問介護事業所	君津市中島270-1	0439-32-3333	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーション憩いの里	君津市常代2-10-19	0439-54-3055	居宅介護・重度訪問介護
訪問介護事業所つばさ	君津市貞元218-3	0439-87-8677	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
玄々堂ヘルパーステーション	君津市坂田1599	0439-55-6512	居宅介護・重度訪問介護
君津ムツミ ヘルパーステーション	君津市東坂田4-6-17	0439-29-7313	居宅介護・重度訪問介護
のどか訪問介護	君津市東坂田1-1-5 パインズマンション イーストタワー1004号	0439-55-3782	居宅介護
訪問介護事業所ケーネット	君津市西坂田4-1-19 昭栄ビル107号	0439-52-6459	居宅介護・重度訪問介護
アイバード生活支援センター	君津市久保3-9-13-102	0439-54-3899	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
セントケア君津	君津市久保2-12-19 1Ｆ	0439-55-2943	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ニチイケアセンター君津	君津市久保3-10-9 カーサ・サリタ・フォンテ1階	0439-50-0763	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーションやどりぎ	君津市人見1422-1	0439-88-6262	居宅介護・重度訪問介護
神子訪問介護	君津市外箕輪1-23-14	0439-55-3654	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
JAきみつ介護センター 訪問介護事業所	君津市宮下2-24-27	0439-50-8836	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
敬愛	君津市杢師2-10-41	090-6349-8875	居宅介護
シェーネ・ルフト ケアステーション	君津市南子安1164-1	0439-52-7473	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ファミリーサポートひるがおデイサービスセンター	君津市北子安1-12-21	0439-50-0710	居宅介護・重度訪問介護・行動援護
訪問介護ステーション絆	君津市杢師4-15-12	0438-53-8747	居宅介護・重度訪問介護
有限会社宗和サービス	君津市大和田1-14-3	0439-55-0260	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
サンライズ ヘルパーステーション	木更津市清見台東2-3-1	0438-38-6248	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーション ねこの手	木更津市清見台南	0438-98-9779	居宅介護・重度訪問介護
特定非営利活動法人 ガイドヘルパー・ ホームヘルパー木更津	木更津市木更津953	0438-23-6850	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
アースサポート木更津	木更津市木更津2-2-41	0438-23-7500	居宅介護・重度訪問介護
セントケア木更津	木更津市畑沢南3-13-19	0438-30-1010	居宅介護・重度訪問介護
ニチイケアセンター きみさらず	木更津市東中央3-1-16 イーストコート102号室	0438-25-3101	居宅介護・重度訪問介護
訪問介護なごみ	木更津市東太田4-2-8	0438-97-0753	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
YNK	木更津市東太田 1-11-28-105	0438-98-1141	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
京成タクシーかずさ株式会社	木更津市潮浜2-1-35	0438-36-1800	居宅介護・重度訪問介護
有限会社やまみ介護サービス	木更津市大久保2-20-6	0438-37-6008	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ライフ介護支援センター	木更津市大久保2-16-7	0438-53-8600	居宅介護・重度訪問介護
木更津ムツミ ヘルパーステーション	木更津市太田4-12-21	0438-20-2171	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

障がい者（児）の福祉

訪問介護事業所朝陽	木更津市請西南 2-14-2-202	0439-50-1787	居宅介護・重度訪問介護
希望のまち木更津 訪問介護事業所	木更津市請西東5-5-10 請西東5丁目昇邸1階	0438-97-6771	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ハートケア障害福祉サービス	木更津市清見台東1-23-1	0438-53-7831	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
かもめヘルパーステーション	木更津市菅生689	0438-30-5338	居宅介護
有限会社そよ風 訪問介護サービス	木更津市港南台1-19-17	0438-30-7331	重度訪問介護
訪問介護ケアセンター絆	木更津市江川536-1	0438-41-5572	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ヘルパーステーション アドバンス	木更津市祇園1-23-2 アメニティ祇園C101	0438-38-5203	居宅介護・重度訪問介護
訪問介護ステーションたんぽぽ	木更津市祇園2-30-21	0438-30-4300	居宅介護・重度訪問介護
ヘルパーステーションかけはし	木更津市岩根3-1-7	0438-41-1989	居宅介護・重度訪問介護
太陽介護センター	木更津市貝渕1-9-3	0438-38-3222	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
スマイル	木更津市下烏田367	0438-37-6976	居宅介護・重度訪問介護
訪問介護のぞみ	木更津市羽鳥野5-4-11	0438-38-3956	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
セントケア袖ヶ浦	袖ケ浦市蔵波台3-10-2	0438-62-1022	居宅介護・重度訪問介護
ケア・サービス憩 訪問介護事業所	袖ケ浦市横田1709-2	043-875-7964	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ベストケア訪問介護	袖ケ浦市神納1-19-3 グローバルヴィレッジ 10号	0438-42-1194	居宅介護・重度訪問介護
袖ケ浦ムツミ ヘルパーステーション	袖ケ浦市神納796-10	0438-60-2002	居宅介護・重度訪問介護
ぽぴあ訪問支援センターゆう	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7541	居宅介護・重度訪問介護
さつき会ヘルパーステーション カトレアンホーム事業所	袖ケ浦市蔵波2713-1	0438-63-2258	居宅介護・重度訪問介護
ライフサポート彩輝	袖ケ浦市大曽根東谷2-1	0438-38-3812	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ふれんず虹	袖ケ浦市奈良輪2459-4	0438-63-1080	居宅介護・重度訪問介護
ヴィラ訪問介護	袖ケ浦市奈良輪2-9-1	090-1778-7658	居宅介護

－日中活動系サービス事業所－

令和5年6月1日現在

名　称	所在地	電話番号	サービス種類
地域作業所　和楽	富津市大堀2141-3	0439-71-8788	就労継続支援（B型）
シェーネ・ルフト　就労支援 センター　シェーネシューレ	富津市大堀1-8-4	0439-27-1691	就労継続支援（B型）
アレッタ富津	富津市大堀2-9-21	0439-32-1781	就労継続支援（A型）
望みの門新生舎	富津市川名1436-1	0439-87-8826	就労継続支援（B型）
ペーターの丘	富津市篠部1457	0439-88-2080	生活介護
Alon Alon vision	富津市西大和田1234-2	0470-62-6215	就労定着支援
Alon Alon オーキッドガーデン	富津市西大和田1234-2	0439-33-9138	就労継続支援（B型）
アトリの丘	富津市千種新田936-2	0439-65-0850	就労継続支援（B型）
ハイジの丘	富津市千種新田784	0439-65-5165	生活介護
ヨーゼフ	富津市千種新田784	0439-65-0850	生活介護
ワークハウス　憩いの里	富津市亀田字大坪山 1234-1	0439-80-0012	就労継続支援（B型）
あおいそら	富津市佐貫255	0439-29-7268	生活介護・自立訓練（生活訓練）
ほうきぼし	富津市佐貫255 佐貫ビル202号	0439-66-1750	地域移行支援・地域定着支援
太陽のしずく	富津市湊1070-3	0439-67-3711	生活介護
湊ひかり学園	富津市湊934-18	0439-70-6551	生活介護
シンシアティ　第一かずさ	富津市長崎305-4	0439-67-1234	就労継続支援（B型）
どんぐりの郷	富津市相川503	0439-67-1600	生活介護・短期入所
豊岡光生園	富津市豊岡3535-1	0439-68-1711	生活介護・短期入所
オアシス慶寿泉の郷	富津市岩本724-2	0439-80-8151	生活介護
デイサービスセンター金谷の里	富津市金谷1912-2	0439-69-8402	生活介護・自立訓練（生活訓練）
あおぞら事業所	君津市中野6-11-18	0439-27-1920	就労継続支援（B型）
君津市福祉作業所ふたば園	君津市外箕輪1039-5	0439-55-8234	就労継続支援（B型）
グループホーム ふわふわ君津外箕輪	君津市外箕輪字林前297	0439-27-1262	短期入所
約束の樹　久保店	君津市久保2-2-6	070-3391-5100	就労継続支援（B型）
たびだちの村・ふれあい通り	君津市久保3-2-15	0439-32-2372	就労継続支援（B型）
ピッチーの丘	君津市郡2-2-3，4	0439-27-1600	生活介護
約束の樹	君津市糠田115-1	0439-27-0266	就労継続支援（B型）
君津市福祉作業所ミツバ園	君津市坂田396-4	0439-54-2948	就労継続支援（B型）
アレッタ	君津市中富962-2　富士 プレイヤービル101号室	090-4454-5848	就労継続支援（A型）

サロン・ド・タビダチ	君津市東坂田4-8-21	0439-50-8567	地域移行支援・地域定着支援
グループホームコッペ	君津市南子安1-8-5	0439-56-2015	短期入所
コッペ	君津市南子安1-9-7	0439-56-2015	就労継続支援（B型）
総活躍　君津	君津市南子安4-27-2	0439-90-0035	就労継続支援（B型）
たびだちの村・BISHA	君津市尾車635-1	0439-32-2372	生活介護・短期入所
たびだちの村・君津	君津市尾車635-1	0439-32-2372	生活介護・短期入所
たびだちの村・さわらび	君津市尾車字島田620	0439-32-2372	短期入所
ファミリーサポートひるがお	君津市北子安1-12-21	0439-50-0710	地域移行支援・地域定着支援
ひるがお北子安	君津市北子安4-1-26	0439-27-0015	生活介護
約束の木　北子安	君津市北子安5-1-42	070-3391-5100	就労継続支援（B型）
デイサービス麟	君津市六手401-1	0439-27-0831	生活介護
サンライズトレーニングデイ	木更津市清見台東2-3-1	0438-38-6248	生活介護
チャレンジドジャパン 木更津センター	木更津市大和2-1-2 ヤスミビル6階	0438-38-6583	就労移行支援（一般型）
木更津中郷丸	木更津市井尻1153	0438-97-8555	生活介護・短期入所
木更津市 指定相談支援事業所・ほっと	木更津市井尻942	0438-97-2721	地域移行支援・地域定着支援
めぐみはうす	木更津市羽鳥野3-1-180	0438-37-0656	短期入所
上総あいらいの郷	木更津市下郡2270-1	0438-40-7001	生活介護・短期入所
上総ゆうゆうの郷	木更津市下郡2270-1	0438-40-7001	生活介護・短期入所
上総喜望の郷	木更津市下郡2275-1	0438-40-7001	生活介護・短期入所
相談支援事業はちどり	木更津市下郡2275-1	0438-40-7011	地域移行支援・地域定着支援
グループホーム ふわふわ木更津貝渕	木更津市貝渕4-16-22	0438-53-7792	短期入所
リル木更津貝渕	木更津市貝渕4-16-23	0438-53-7776	生活介護
あゆみ会作業所	木更津市久津間1780-2	0438-41-7883	生活介護
ビューティデイ宴	木更津市吾妻2-3-18	0438-97-5928	生活介護
ファミリーケア・ ナースセンターきづな	木更津市江川523-2	0438-53-8747	短期入所
むうと	木更津市桜井286	0438-55-6112	就労継続支援（B型）
グループホーム ふわふわ桜井新町	木更津市桜井新町祇園 1-2-1	0438-38-4473	短期入所
ふる里学舎木更津	木更津市新田1-5-23	0438-40-5988	短期入所・就労継続支援（B型）
すまいるリハ相談支援事業所	木更津市真舟5-24-7	0438-97-7844	地域移行支援
生活介護　すまいるリハ きさらづ	木更津市真舟5-24-7	0438-97-7843	生活介護
木更津市指定相談支援事業所 ひつじぐも	木更津市真里谷2374-1	0438-53-5222	地域移行支援・地域定着支援
のぞみホーム	木更津市真里谷259-3	0438-40-5515	短期入所
のぞみワークショップ	木更津市真里谷字天田 2420	0438-53-7697	生活介護・就労継続支援（B型）
一粒舎	木更津市大稲54-2	0439-73-0090	就労継続支援（B型）
障害者グループホーム つむぎ　ショートステイ	木更津市大久保6-11-9	0438-77-7109	短期入所
ばった庵	木更津市中央1-4-11	0438-53-8360	生活介護
ラ・メール木更津	木更津市中島3668-1他	0438-40-4505	生活介護
ショートステイ オーシャンテラス	木更津市中島3668-32他	0438-97-7705	短期入所
cube-3	木更津市朝日1-1-44 1F	0438-38-4990	就労継続支援（B型）
アビリティーズジャスコ 木更津センター	木更津市朝日3-10-19 イオンタウン木更津朝日 2F	0438-97-7781	就労移行支援（一般型）
ふる里学舎潮見	木更津市潮見2-13-5	0438-25-2345	生活介護
身体障害者リハビリセンター あくてぃぶ	木更津市潮見2-9	0438-25-2089	自立訓練（機能訓練）
メンタルステーションオーノ	木更津市長須賀2440	0438-23-0465	就労継続支援（B型）
M工房　木更津	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津 7F	0438-22-5620	就労継続支援（A型）
オリーブファームかずさ	木更津市文京2-6-38	0438-55-7609	就労継続支援（B型）
地域作業所hana	木更津市文京6-4-4	0438-20-3751	就労継続支援（B型）
万石の家	木更津市万石667-1	0438-41-7272	短期入所
hanahaco	木更津市矢那1879-1	0438-38-4368	生活介護・就労継続支援（B型）
袖ケ浦きのこ村	袖ケ浦市飯富441-2	0438-42-1936	就労継続支援（B型）
グループホーム　絆	袖ケ浦市横田字北上堰 124-1	0438-75-4585	短期入所

相談支援事業所えにし	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9898	地域移行支援・地域定着支援
袖ケ浦のびろ学園	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9121	短期入所
袖ケ浦ひかりの学園	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9121	生活介護・短期入所
かんてら	袖ケ浦市吉野田144	0438-97-8555	生活介護・就労継続支援（B型）
相談支援センター晴	袖ケ浦市上泉1767-21	0438-75-4585	地域移行支援・地域定着支援
袖ヶ浦学園	袖ケ浦市上泉東萩原1767-21	0438-75-4585	生活介護・短期入所
ふくしあ	袖ケ浦市神納1-19-7	0438-40-5831	生活介護
ふれあ	袖ケ浦市蔵波25-2	0438-42-1089	就労継続支援（B型）
夢の木	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7131	生活介護
ブルーム	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-53-7375	就労継続支援（B型）
地域生活相談支援センターもえ	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7578	地域移行支援・地域定着支援
ふる里学舎蔵波	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-0890	生活介護・短期入所
ふる里学舎蔵波デイセンター	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-0890	生活介護・就労継続支援（B型）
ふる里学舎グループホーム蔵波ショートステイ	袖ケ浦市蔵波3312-1	0436-36-7611	短期入所
ふる里学舎蔵波青年寮	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-0890	短期入所
サエラ蔵波ショートステイ	袖ケ浦市蔵波3312-15	0438-64-0890	短期入所
さつき台の家	袖ケ浦市蔵波428-4	0438-63-1021	就労継続支援（B型）
就労サポートリーブ	袖ケ浦市蔵波台5-1-10	0438-63-6334	生活介護・就労継続支援（B型）
リーブカンパニー	袖ケ浦市蔵波台7-16-13	0438-53-7075	就労継続支援（A型）
大久保学園代宿地域支援センターみらい	袖ケ浦市代宿101-1	047-457-2462	短期入所
大久保学園代宿地域支援センター　けやき	袖ケ浦市代宿102-2	0438-53-7626	生活介護
大久保学園くらなみ相談支援センター	袖ケ浦市代宿102-2	0438-97-7875	地域移行支援・地域定着支援
大久保学園代宿第二グループホーム短期入所	袖ケ浦市代宿102-2	0438-53-7626	短期入所
東京都千葉福祉園	袖ケ浦市代宿8	0438-62-2711	生活介護短期入所
大久保学園代宿地域支援センター　第二けやき	袖ケ浦市代宿字穴田88-15	0438-62-3966	就労継続支援（B型）
袖ヶ浦市作業所　うぐいす園	袖ケ浦市大曽根862-1	0438-63-2266	生活介護・就労継続支援（B型）
社会医療法人社団さつき会ケアセンターさつき	袖ケ浦市長浦駅前4-2-1	0438-60-1501	地域移行支援・地域定着支援
サポートセンター『BIRD』袖ヶ浦	袖ケ浦市奈良輪2-3-2	0438-40-4206	就労継続支援（B型）
ひまわり	袖ケ浦市百目木1003	0438-75-5566	短期入所
ちゅうりっぷ	袖ケ浦市百目木字図所1030	0438-75-8500	生活介護
総活躍　袖ケ浦	袖ケ浦市福王台3-13-9ヤマカビル2階	0438-55-6996	就労継続支援（B型）
上総	袖ケ浦市林437-1	0438-53-8062	生活介護

－居住系サービス事業所－

令和5年6月1日現在

名　称	所在地	電話番号	サービス種類
和楽館	富津市大堀2140	090-8857-9384	共同生活援助
シェーネ・ルフトグループホーム	富津市大堀2-2-2	0439-32-1366	共同生活援助
AlonAlon　Base	富津市八田沼158-2	080-9678-3656	共同生活援助
社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会　グレースホーム	富津市富津617-3	0439-87-8826	共同生活援助
クララの家	富津市八田沼158-2	0439-65-0850	共同生活援助
ケアホームCOCO	富津市湊1070-3	0439-67-3711	共同生活援助
どんぐりの郷	富津市相川503	0439-67-1600	施設入所支援
豊岡光生園	富津市豊岡3535-1	0439-68-1711	施設入所支援
ケアホーム郡	君津市郡3-9-17	0439-27-0912	共同生活援助
グループホームふわふわ君津外箕輪	君津市外箕輪字林前297	0439-27-1262	共同生活援助
ふれあい館	君津市常代1-5-6	0439-55-4606	共同生活援助
めぐホーム君津	君津市中野3-10-39	0439-29-7763	共同生活援助
きみつの風	君津市中野3-16-1	03-6300-4995	共同生活援助
グループホームしおん物語	君津市南久保1-15-15	0439-27-1616	共同生活援助
グループホーム　me wan	君津市南子安1343-3	0439-27-0314	共同生活援助
グループホームコッペ	君津市南子安1-8-5	0439-32-1130	共同生活援助
たびだちの村・BISHA	君津市尾車635-1	0439-32-2372	施設入所支援
たびだちの村・君津	君津市尾車635-1	0439-32-2372	施設入所支援
たびだちの村	君津市尾車字島田635-1	0439-32-2372	共同生活援助

ローズの家	木更津市貝渕3-2-1	0438-40-5702	共同生活援助
木更津中郷丸	木更津市井尻1153	0438-97-8555	施設入所支援
中郷ハイツ	木更津市井尻1155-3	0438-98-6600	共同生活援助
なでしこハイム	木更津市井尻1158	0438-98-6640	共同生活援助
めぐみはうす	木更津市羽鳥野3-1-180	0438-37-0656	共同生活援助
おとなりさん	木更津市下宮田526-1	0438-53-8266	共同生活援助
上総あいらいの郷	木更津市下郡2270-1	0438-40-7001	施設入所支援
上総ゆうゆうの郷	木更津市下郡2270-1	0438-40-7001	施設入所支援
上総喜望の郷	木更津市下郡2275-1	0438-40-7001	施設入所支援
グループホームふわふわ木更津貝渕	木更津市貝渕4-16-22	0438-53-7792	共同生活援助
同仁会グループホーム	木更津市岩根2-2-20	0438-97-6780	共同生活援助
第3ヒマワリ	木更津市岩根4-6-9	0438-41-7880	共同生活援助
かみさくら	木更津市祇園2-19-12 101号室	080-8853-7615	共同生活援助
グループホームふわふわ桜井新町	木更津市桜井新町1-2-1	0438-38-4473	共同生活援助
のぞみホーム	木更津市真里谷259	0438-40-5515	共同生活援助
グリモ清見台	木更津市清見台南2-4-6 A202	0438-38-5875	共同生活援助
グループホーム　れんこん	木更津市請西4-7-1 コーポ琴瑟102号室	090-8033-8247	共同生活援助
障害者グループホーム　つむぎ	木更津市請西東6-5-4	090-1037-4669	共同生活援助
ソーシャルインクルーホーム木更津太田	木更津市太田1-6-16	0438-20-0700	共同生活援助
グループホームたちばな	木更津市中央1-14-5	0438-25-5037	共同生活援助
オーシャンテラス	木更津市中島3668-32他	0438-97-7705	共同生活援助
ひまわりハウス	木更津市朝日2-8-16	080-6655-4548	共同生活援助
ホームもあ	木更津市長須賀2440	0438-23-0465	共同生活援助
グループホームクーツェの家	木更津市畑沢南1-15-16	0438-37-5441	共同生活援助
さくらメイト	木更津市畑沢南3-12-14	080-6600-0008	共同生活援助
あんずのいえ	木更津市富士見1-8-11 エールメゾン美浜803号室	090-3547-5745	共同生活援助
万石の家	木更津市万石667-1	0438-41-7272	共同生活援助
グループホーム　ななくさ	袖ケ浦市代宿88-5	0438-40-4664	共同生活援助
グループホーム　絆	袖ケ浦市横田字北上堰124-1	0438-97-7815	共同生活援助
袖ケ浦のびろ学園	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9121	施設入所支援
袖ケ浦ひかりの学園	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9121	施設入所支援
袖ヶ浦学園	袖ケ浦市上泉東萩原1767-21	0438-75-4585	施設入所支援
ぽぴあホーム	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7528	共同生活援助
ながうら地域支援センター	袖ケ浦市蔵波3108-1	0438-64-0892	共同生活援助
ふる里学舎蔵波	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-0890	施設入所支援
ふる里学舎グループホーム蔵波	袖ケ浦市蔵波3312-1	0436-36-7611	共同生活援助
サエラ蔵波	袖ケ浦市蔵波3312-15	0438-64-0890	共同生活援助
アドバンスながうら	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-0890	施設入所支援
大久保学園代宿第二グループホーム	袖ケ浦市代宿102-2	0438-53-7626	共同生活援助
大久保学園代宿グループホーム	袖ケ浦市代宿102-2	0438-53-7625	共同生活援助
共同生活支援事業所「春告鳥」	袖ケ浦市代宿309-2	0438-64-1556	共同生活援助
東京都千葉福祉園	袖ケ浦市代宿8	03-5320-4159	施設入所支援
ケアホームアシス	袖ケ浦市代宿字穴田102-2	0438-53-7625	共同生活援助
グループホーム春のひかり	袖ケ浦市長浦駅前5-1-14	0438-62-9121	共同生活援助
特定非営利活動法人就労生活定着支援センターリーブ	袖ケ浦市長浦駅前6-21-1	0438-60-2662	共同生活援助
ひまわり	袖ケ浦市百目木1003	0438-75-5566	共同生活援助
グループホーム柊の郷松川	袖ケ浦市林453-1	0438-53-8735	共同生活援助

－指定特定相談支援事業所・指定特定障害児相談支援事業所－

令和5年6月1日現在

名　称	所在地	電話番号
望みの門　ベテル	富津市富津617-3	0439-87-5076
かけ橋相談支援室	富津市小久保2844-1	0439-29-6610
ほうきぼし	富津市佐貫255　佐貫ビル202号	0439-66-1750
あすなろ相談支援センター	富津市相川503	0439-67-1600
黄色いおうち　何でも相談室	君津市杢師4-15-12	0438-53-8747
君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターきみつ愛児園	君津市外箕輪1041	0439-53-1161

ななか	君津市大和田1-14-3	0439-55-0260
サロン・ド・タビダチ	君津市東坂田4-8-21	0439-50-8567
ファミリーサポートひるがお	君津市北子安1-12-21	0439-50-0710
レアレア相談支援事業所	君津市北子安5-11-3	0439-77-0055
すまいるリハ相談支援事業所	木更津市真舟5-24-7	0438-38-6514
木更津市指定相談支援事業所・ほっと	木更津市井尻942	0438-97-2721
相談支援事業所はちどり	木更津市下郡2275-1	0438-40-7011
木更津市指定相談支援事業所ひつじぐも	木更津市真里谷2374-1	0438-53-5222
相談支援事業所ベルテールつばめ	木更津市大久保1-6-14	0438-53-8655
相談支援事業所　ＧＲＯＷ	袖ケ浦市福王台3-13-9　ヤマカビル2階	0438-55-6996
相談支援事業所えにし	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9898
相談支援センター晴	袖ケ浦市上泉1767-21	0438-75-4585
地域生活相談支援センターもえ	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7578
指定特定相談支援事業所リーベル	袖ケ浦市蔵波台5-1-9	0438-38-4678
大久保学園くらなみ相談支援センター	袖ケ浦市代宿102-2	0438-97-7875
社会医療法人社団さつき会ケアセンターさつき	袖ケ浦市長浦駅前4-2-1	0438-60-1501

自立支援医療

○自立支援医療（育成医療）

内　　容　18歳未満の児童で、現在又は将来において障がいを残すと認められ、手術等により機能の回復が見込まれる人を対象に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

対 象 者　肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内臓障がい（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい）、その他の先天性内臓障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

費用負担　1割自己負担（世帯の所得に応じて、負担上限額が設けられています。）

所得区分表

区分	生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
判定基準	生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税課税		
		本人収入が800,000円以下	本人収入が800,000円以上	市町村民税所得割が33,000円未満	市町村民税所得割が33,000円以上235,000円未満	市町村民税所得割が235,000円以上
負担上限額（下段は高額治療継続者）	負担0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外
				5,000円	10,000円	20,000円

有効期間　原則、3か月以内。じん臓及び免疫障がい等の通院の場合は、1年以内。

医療の範囲　1．診療、手術及びその他の治療並びに施術
2．薬剤又は治療材料（治療用具を含む）の支給
3．看護、移送

申請に必要なもの　1．自立支援医療（育成医療）意見書
2．保険証の写し（医療保険の加入関係を示すもの）
3．所得区分の認定に必要な物（住民税課税・非課税証明書）
4．マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類（詳しくは下記担当係へお問い合わせください）
※ 所得状況の確認は、社会保険加入者については「被保険者本人」、国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者は、「加入している被保険者全員」となります。
※ 同意書により担当課で確認できる場合もありますのでご相談ください。

注意事項　本人の住所、氏名、医療機関、自己負担区分、健康保険の種類が変更となったときは、届出が必要です。なお、転入した場合は下記担当係、富津市から転出した場合は転出先の市区町村の担当窓口に届け出てください。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係
☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○自立支援医療（更生医療）

内　　容　身体障がい者が、手術等によって障がいの程度を軽くしたり、進行を防いだりすることにより、日常生活能力や職業能力を回復したり獲得することを目的として医療費の一部を公費で負担する制度です。

対 象 者　下記対象障がいの身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人で、千葉県障害者相談センターで必要と認められた人。肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい。

費用負担　1割自己負担（世帯の所得に応じて、負担上限額が設けられています。）

所得区分表　対象となる所得区分表は育成医療と同じです。

有効期間　原則、3か月以内。じん臓及び免疫障がい等の通院の場合は、1年以内。

医療の範囲　1．診察、手術及びその他の治療並びに施術
2．薬剤又は治療材料の支給
3．看護、移送

申請に必要なもの　1．自立支援医療（更生医療）意見書
2．保険証の写し（医療保険の加入関係を示すもの）
3．所得区分の認定に必要な物（住民税課税・非課税証明書等）
4．マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類（詳しくは下記担当係へお問い合わせください）
5．医療保険者から特定疾病療養受療証が発行されている場合は、その写し
※ 所得状況の確認は、社会保険加入者については「被保険者本人」、国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者は、「加入している被保険者全員」となります。

注意事項　本人の住所、氏名、医療機関、自己負担区分、健康保険の種類が変更となったときは、届出が必要です。なお、転入した場合は下記担当係、富津市から転出した場合は転出先の市区町村の担当窓口に届け出てください。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係
☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○自立支援医療（精神通院医療）

内　　容　精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人に、医療費（薬剤費も含む）の一部を公費で負担する制度です。

対 象 者　精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人

費用負担　1割自己負担（基準世帯の所得に応じて、負担上限額が設けられています）

※ この制度での「基準世帯」とは、受給者と同じ医療保険に加入している人が範囲となります。

※ 市民税所得割が235,000円以上の場合は給付対象外となりますが、「重度かつ継続」に該当する人は、令和6年3月31日まで経過的特例措置の延長により対象となります。

所得区分表　対象となる所得区分表は育成医療と同じです。

有効期間　1年間。継続する場合は、有効期間が切れる3か月前から更新申請ができます。有効期限が切れてしまうと、医療費の自己負担額は3割となりますので、ご注意ください。

医療の範囲　通院医療のほか、指定医療機関で行う往診、デイケア、訪問看護等も対象となります。

申請に必要なもの　1．診断書（精神通院医療用。精神障害者保健福祉手帳用でも可。）

※ 更新申請で現在お持ちの受給者証の有効期間内に申請するもので、治療方針に変更のない場合は、診断書は2年に1回の提出となります。

2．保険証の写し（医療保険の加入関係を示すもの）

3．所得区分の認定に必要なもの（住民税課税・非課税証明書等）

4．更新の場合には「自立支援医療（精神通院）受給者証」

5．マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類（詳しくは下記担当係へお問い合わせください。）

※ 所得状況の確認は、社会保険加入者については「被保険者本人」、国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者は、「加入している被保険者全員」となります。

注意事項　本人の住所、氏名、医療機関、自己負担区分、健康保険の種類が変更となったときは、届出が必要です。なお、転入した場合は下記担当係、県内他の市町村に転出した場合には転出先の市町村の担当窓口に届け出てください。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係
☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

補装具費支給事業

内　　容　失われた身体機能を補い、日常生活を向上させるための用具（補装具）の作製、修理に要した費用の一部を支給します。

対 象 者　身体障害者手帳をお持ちの人又は補装具の必要性が認められる難病患者。

申請方法　事前に障がい福祉係へご相談ください。

障がいの種別と種類

対　象　者	補装具の種類
視覚障がい者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚障がい者（児）	補聴器、人工内耳（修理に限る）
音声・言語障がい者（児）	重度障害者意思伝達装置
心臓、呼吸器機能障がい者（児）	車いす、電動車いす
肢体不自由者（児）	義手、義足、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行補助つえ（1本つえを除く）、歩行器、重度障害者意思伝達装置
身体障がい児のみを対象とするもの	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

他の制度との関係について

介護保険、労災保険等、他の制度で貸与又は支給される場合はそちらが優先されます。

利用者負担額

原則として1割が自己負担となります。ただし、自己負担が過大にならないよう世帯の所得に応じて下記のように負担上限月額が設定されています。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※世帯の中に460,000円以上の市町村民税所得割が課税されている人がいる場合は支給の対象外となる場合があります。

利用までの流れ

障がい福祉係へ相談・申請 ➡ 障がい福祉係職員による身体の聴き取り調査 ➡ 千葉県中央障害者相談センターによる要否判定※ ➡ 補装具費の支給決定 ➡ 千葉県中央障害者相談センターによる適合判定※ ➡ 適正な補装具の受領時に、補装具費支給券及び委任状に署名捺印

※判定が不必要な補装具の支給の場合、判定手続きは省略します。補装具の種類によって医師の診断書が必要となる場合があります。

申請に必要なもの　1. 申請書
2. 身体障害者手帳
3. 希望する業者の作成した見積書
4. 課税（非課税）証明書（転入者のみ）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

地域生活支援事業

○基幹相談支援センター

内　　容　障がいがあっても住み慣れた地域でその人らしく暮らすため、日常生活などに関する様々な相談に対し、総合的及び専門的な支援を提供します。
福祉制度の利用や生活する上での困りごとなどの相談に応じますので、お気軽にご連絡ください。

対 象 者　障がいのある人（障害者手帳の有無及び障がいの種別は問いません。）又はその家族

開所時間　月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の8時30分から17時15分まで富津市役所1階第四市民相談室に常駐しています。

※ 緊急の場合は、開所時間外でも電話対応を行います。

利用方法　電話、ファックス、メール、来所、訪問など、相談者の御都合に合わせた対応を行います。
事業所連絡先　社会福祉法人　薄光会　えこ
☎ 0439-66-2750　FAX. 0439-29-7269
担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）

内　　容　聴覚障がい者の社会参加を援助し、コミュニケーションの確保のために手話通訳者を派遣します。
対 象 者　市内在住又は障害者総合支援法第19条第3項の規定により市外の居住地特例施設に入所する聴覚障がい者等で、手話通訳者がいなければ、円滑な意思の疎通を図ることが困難な人。
申請方法　手話通訳者派遣申請書をFAX・電話・郵送等で利用日の1週間前までに障がい福祉係へ提出してください。
利用制限　次の場合は派遣の対象になりません。
1. 営利目的
2. 企業等営利団体の活動
3. 就業・労働に関する紛争処理
4. 政治・宗教団体活動

派遣時間　8時～21時までの間
費　　用　無料
担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○日常生活用具・住宅改修費の給付

内　　容　快適な生活環境を整えるために日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。

障がい者の程度と用具等の基準額表

種類	品　目	対象者・対象障がい	程　度	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障がい	1・2級、寝たきりの状態にある難病患者	154,000
	特殊マット	下肢・体幹機能障がい	1・2級、寝たきりの状態にある難病患者	19,600
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	
	エアマット（じょくそう予防用）	下肢・体幹機能障がい	1級	75,000
	特殊尿器	下肢・体幹機能障がい	1級、自力で排尿できない難病患者	67,000
	入浴担架	下肢・体幹機能障がい	1・2級	82,400
	体位変換器	下肢・体幹機能障がい	1・2級、寝たきりの状態にある難病患者	15,000
	移動用リフト	下肢・体幹機能障がい	1・2級、下肢又は体幹に障がいのある難病患者	159,000
	訓練いす	下肢・体幹機能障がい（児童のみ）	1・2級	33,100
	訓練ベッド	下肢・体幹機能障がい（児童のみ）	1・2級、下肢又は体幹に障がいのある難病患者	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障がい	入浴介助を要する者であれば、等級は問わない・入浴に介助を要する難病患者	90,000
	便器	下肢・体幹機能障がい	1・2級、常時介護を要する難病患者	16,500
	頭部保護帽	肢体不自由者でてんかん発作により頻繁に転倒する者		12,160
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	

種類	品　目	対象者・対象障がい	程　度	基準額（円）
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	下肢・体幹機能・内部障がい	等級を問わない	木材　2,200 軽金属　3,000
	移動・移乗支援用具	下肢・体幹機能・平衡機能障がい	等級を問わない、下肢が不自由な難病患者	60,000
	特殊便器	上肢機能障がい	1・2級、上肢に障がいのある難病患者	151,200
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	
	火災報知機 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	身体障がい	1・2級	31,000
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	
		精神障がい	1・2級	
	自動消火装置 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	身体障がい	1・2級	30,900
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	
		精神障がい	1・2級	
		難病患者		28,700
	電磁調理器 ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい	1・2級	41,000
		上肢機能障がい	1・2級	
		下肢・体幹機能障がい	1級	
		知的障がい	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい	1・2級	7,000
	屋内信号装置 ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい	1・2級	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障がい	人工透析を必要とする人	51,500
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい	3級以上　同程度で医師が必要と認めた者、呼吸器機能に障がいのある難病患者	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい	上記に同じ	56,400
	酸素吸入装置（酸素ボンベ検査を含む） ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	呼吸器機能障がい	3級以上	酸素吸入装置　46,400 酸素ボンベ検査　5,000
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障がい（3級以上）で在宅酸素療法を受けている者		17,000
	音声式体温計	視覚障がい	1・2級	9,000
	体重計 ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい	1・2級	18,000
	人工内耳用電池	聴覚障がい	現に人工内耳を装用している者	2,000（月額）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体・音声言語機能障がい	等級は問わない	98,800
	情報・通信支援用具	上肢・視覚障がい	1・2級	118,500
	点字ディスプレイ	視覚（1・2級）と聴覚（2級）の重度重複障がい		383,500
	点字器	視覚障がい	1・2級	標準型　10,400 携帯型　7,200
	点字タイプライター	視覚障がい	1・2級	63,100
	ポータブルレコーダー	視覚障がい	1・2級	録音再生機　89,800 再生専用機　36,750
	活字文書読上げ装置	視覚障がい	1・2級	115,000
	拡大読書器	視覚障がい	等級は問わない	198,000
	時計	視覚障がい ※音声式は触読式の使用が困難な者	1・2級	触読式　10,300 音声式　13,300
	色めがね	視覚障がい	等級は問わない	10,300
	通信装置	聴覚・音声言語機能障がい	等級は問わない	71,000
	情報受信装置	聴覚障がい	等級は問わない	88,900
	フラッシュベル	聴覚・音声言語機能障がい	3級以上	12,400
	会議用拡聴器	聴覚障がい	4級以上	38,200

情報・意思疎通支援用具	携帯用信号装置	聴覚・音声言語機能障がい	3級以上	20,200
	人工咽頭	咽頭摘出等により発声機能を喪失した者	等級は問わない	笛式 5,000 電動式 70,100
	福祉電話 ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、市民税が非課税の世帯	難聴者 外出困難な身体障がいのある者	1・2級	貸与 83,300
	点字図書	視覚障がい	等級は問わない	一般図書購入価格相当額との差額
排泄管理支援用具	ストマ装具	直腸・膀胱障がい	等級は問わない	蓄便袋月額 8,860 蓄尿袋月額 11,640
	紙おむつ	脳性麻痺等能原性運動機能障がいにより、排尿又は排便の意思表示が困難な者 先天性疾患に起因する神経障がい（二分脊椎等）による高度の排尿機能障がい又は排便機能障がいの者		月額 12,000
	収尿器	肢体不自由・膀胱機能障がい	等級は問わない	男子普通型 7,700 男子簡易型 5,700 女子普通型 8,500 女子簡易型 5,900
住宅改修	手すりの取り付け 床段差の解消 床材の変更 引戸等への扉の取替え	下肢・体幹機能障がい	1～3級 下肢又は体幹に障がいのある難病患者	200,000 1回限り
	便器の取替え	上肢機能障がい	1・2級	
その他	ガス安全システム ※障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者	等級は問わない	42,200
	空気清浄器	呼吸器機能障がい（1級～3級）で在宅酸素療法に該当しない者で医師により酸素吸入装置の使用を認められた者		33,800
	ルームクーラー	呼吸器機能障がい	1級～3級	172,100
		頸髄損傷等で体温調節機能を喪失した者		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者		157,500

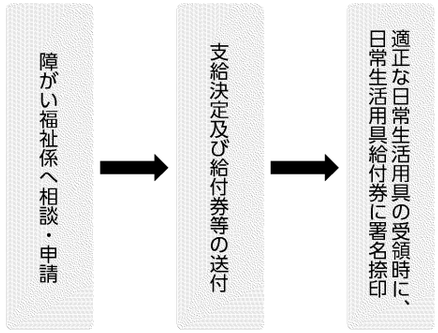
他の制度との関係について

介護保険で福祉用具の貸与や住宅改修費の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。

利用者負担額

原則1割の自己負担となります。ただし、給付基準額を超えた場合の超過分は実費となります。ストマ装具のみ5％の自己負担となります。

利用までの流れ



申請に必要なもの　1．申請書　2．各種障害者手帳
3．希望する業者の作成した見積書
4．課税（非課税）証明書（転入者のみ）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）事業

サービスの内容

事　業　名　称	事　業　内　容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等で、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出時における移動を支援します。 ※なお、通勤、通学、通院、営業や1日を超える移動等は、原則として利用を認めません。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由により、介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
地域活動支援センターⅠ型事業	主に精神障がい者等を対象に医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成を行います。
地域活動支援センターⅡ型事業	身体・知的・精神障がい者・難病患者を対象に機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センターⅢ型事業	身体・知的・精神障がい者・難病患者を対象に創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図り、地域生活を支援します。

利用の流れ

1．サービス利用の相談
　障がい福祉係へお問い合わせください。
2．利用申請・調査
　サービス利用の申請をしていただきます。サービス内容によっては聞き取り調査を行うことがあります。
3．支給決定
　申請の内容や調査内容の結果を踏まえ、地域生活支援事業の内容を決定します。
4．受給者証交付
　受給者に、地域生活支援事業受給者証と交付決定通知書を交付します。
5．契約事業所への利用の申し込み、契約
　富津市と契約している事業所に受給者が利用を申し込み、受給者と事業所間で利用契約を交わします。
6．サービスの利用、利用者負担額の支払い
　契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を事業所に支払います。
　※ 障害者総合支援法や介護保険法など、他法によりサービスが利用できる場合にはそちらを優先することがあります。

利用者負担

移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業のサービスを利用すると、原則1割の利用者負担がありますが、同時に世帯の所得状況により、月額上限額が設定されており、多くの人がサービス利用料を1割まで支払わなくても済むようになっています。

なお、地域活動支援センターⅠ型事業及びⅢ型事業の利用者負担額は無料です。

○地域生活支援事業サービス事業所一覧

移動支援事業

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号
ケア・サービスひまわり	富津市八幡163	0439-66-1165
ヘルパーステーションわだち	富津市竹岡1302	0439-67-2203
シェーネ・ルフトケアステーション	君津市南子安1164-1	0439-52-7473
ライフ・サポーティング君津	君津市常代1-5-6	0439-55-4606
訪問介護事業所つばさ	君津市貞元218-3	0439-27-1825
宗和サービス	君津市大和田1-14-3	0439-55-0260
訪問介護事業所ケーネット	君津市西坂田4-1-19-107	0439-52-6459
ぽぴあ訪問支援センターゆう	袖ケ浦市蔵波2674-2	0438-60-7541
ケア・サービス憩	袖ケ浦市横田1709-2	0438-75-7964

日中一時支援事業

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号
湊ひかり学園	富津市湊934-18	0439-70-6551
太陽のしずく	富津市湊1070-3	0439-67-3711
あおいそら	富津市佐貫255	0439-29-7268
豊岡光生園	富津市豊岡3535-1	0439-68-1711
ペーターの丘	富津市篠部1457	0439-88-2080
ハイジの丘	富津市千種新田784	0439-65-5165
アトリの丘	富津市千種新田936-2	0439-65-3050
望みの門　新生舎	富津市川名1436-1	0439-87-8826
どんぐりの郷	富津市相川503	0439-67-1600
地域作業所和楽	富津市大堀2141-3	0439-71-8788
ワークハウス憩いの里	富津市亀田1243-1	0439-80-0012
Days大堀	富津市大堀1-8　レインボーハウスＡ号室	0439-29-7751
シンシアティ第一かずさ	富津市長崎305-4	0439-67-1234
約束の樹	君津市糠田115-1	0439-27-0266
約束の樹　久保店	君津市久保2-2-6	0439-32-1333
約束の樹　北子安	君津市北子安5-1-42	0439-27-1901
ピッチーの丘	君津市郡2-2-3、4	0439-27-1600
放課後等デイサービスフリーダム	君津市中富941-2	0439-29-6830
ひるがお北子安	君津市北子安4-1-26	0439-27-0015
たびだちの村・ふれあい通り	君津市久保3-2-15	0439-50-8722
ふる里学舎　木更津	木更津市新田1-5-23	0438-40-5988
ふる里学舎　潮見	木更津市潮見2-13-5	0438-25-2345
上総喜望の郷	木更津市下郡2275-1	0438-40-7001
作業所むうと	木更津市桜井407-24	0438-55-6112
オリーブファームかずさ	木更津市文京2-6-47	0438-55-7609
よりみちかんでんち	木更津市中央2-8-18	070-1540-6445
デイサービス蓮	木更津市中央1-5-3	0438-22-4881
ぽぴあ福祉作業センターふれあ	袖ケ浦市蔵波25-2	0438-42-1089
わたぼうし	袖ケ浦市戸国飛地382-1	0438-60-5800

地域活動支援センター事業

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号	種　　別
ケアセンターさつき	袖ケ浦市長浦駅前4丁目2番地1号	0438-60-1501	Ⅰ型
たぬき工房	木更津市矢那928番2号	0438-52-0175	Ⅲ型
わかば	木更津市中央1丁目14番5号	0438-25-5037	Ⅲ型

○訪問入浴事業

内　　容　地域における身体障がい者の生活を支援するため、看護師又は准看護師若しくは介護職員が居宅を訪問し、移動入浴車を使用して入浴介護を行います。

対 象 者　市内に住所を有し、現に居住する者で次の各号のいずれにも該当するものとします。

1. 次のいずれかに該当する者
   ア 身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障がいに係る障がいの程度が１級又は２級に該当する者
   イ 難病の状態がアと同等の程度にあると市長が認めるもの
2. 訪問入浴サービスを利用することについて医師が可能と認める者
3. 自宅において身体の状態及び居住の構造により居宅介護サービスを利用して入浴ができず、かつ通所による入浴サービスを利用することができない者

※ 介護保険対象の方は、対象外とします。

申請方法　まずは担当窓口へご連絡ください。担当者が内容を伺い、対象者の要件を満たすかどうか確認させていただきます。

利用者負担

原則１割の利用者負担がありますが、同時に世帯の所得状況により、月額上限額が設定されており多くの人がサービス利用料を１割まで支払わなくても済むようになっています。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX.0439-80-1355

訪問入浴事業所一覧

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号
グッドライフ訪問入浴サービス	富津市佐貫32	0439-80-6155
セントケア富津	富津市西大和田916	0439-80-5393
アースサポート富津	富津市湊721-5	0439-70-6600

○知的障がい者の職親委託

内　　容　知的障がい者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する人を職親（職業と生活の親代わり）として登録し、知的障がい者を委託して生活指導及び技能習得訓練を行う制度です。

対 象 者　1. 職親の登録　知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人
2. 職親への委託　市内に住所を有する知的障がい者又はその保護者で、当該知的障がい者の生活指導等を職親へと委託することを希望する人

申請方法　職親の登録を希望する人は、富津市知的障害者職親登録申請書を提出してください。職親への生活指導等の委託を希望する人は、富津市知的障害者職親委託申請書を提出してください。

費　　用　職親の登録及び職親への委託について費用はかかりません。

利用までの流れ
1. 職親の登録　職親登録申請書を提出された人には、市による調査のうえ、職親の登録の可否を通知いたします。
2. 職親への委託　職親委託申請書を提出された人には、当該知的障がい者について障害者相談センターによる判定のうえ、可否を通知いたします。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○社会参加促進事業

自動車運転免許取得費の助成

内　　容　障がい者の就労等社会参加活動への参加を促進するために助成します。

対 象 者　運転免許試験の受験資格があり、就労等社会活動参加のため免許を取得しようとする人で、次のいずれかに該当する人。
1. 障がい等級が1級から4級までとなる身体障がい者
2. 知的障がい者

助成内容　免許取得に要した費用（※）の 2/3。ただし 100,000円が上限、千円未満切り捨てです。
※ 入所料、教材費、適正検査料、教習料、検定料、仮免許申請に必要な経費等

申請方法　免許の取得前又は取得後6か月以内に、次の書類を提出してください。
1. 障害者自動車運転免許取得費助成申請書
2. 身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し
3. 障害者自動車運転免許取得費助成金請求書
4. 自動車運転免許証の写し
5. 免許取得に要した費用の額が明らかとなる領収書等

※3～5については免許取得後に提出が必要です。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

身体障害者用自動車改造費の助成

内　　容　身体障がい者の社会活動等への参加を促進するために助成します。

対 象 者　次の1から5を全て満たす人が対象となります。
1. 市内に住所を有する身体障がい者又は障害者総合支援法第 19 条第3項の規定により市外の居住地特例施設に入所する身体障がい者
2. 障害の程度が上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級又は 2級の人
3. 自動車運転免許証を有する人
4. 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある人
5. 助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人

助成内容　操向装置、駆動装置等の改造に要する経費（ただし100,000円が上限、助成回数は1車両当たり1回限りです）。

申請方法　自動車の改造前又は改造後6か月以内に、次の書類を提出してください。
1. 身体障害者用自動車改造費助成申請書
2. 身体障害者手帳の写し
3. 自動車運転免許証の写し
4. 対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類（住民票謄本及び世帯全員の市区町村発行所得証明書）
5. 車検証の写し
6. 改造を行う業者による見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）
7. 身体障害者用自動車改造費助成金請求書
8. 自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書等

※7、8 については改造後に提出が必要です。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○成年後見制度利用支援事業

内　　容　市内に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある知的障がい者及び精神障がい者が、民法に規定する成年後見制度を利用するにあたり、費用負担が困難な人に対し、その費用を助成します。

対 象 者　富津市内に住所及び住民基本台帳への記載があり、対象者の福祉を図るため、以下の1から4までの事項を総合的に勘案し、市長が特に必要と認めた人です。
1. 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条に規定する事理を弁識する能力の有無
2. 配偶者又は2親等以内の親族（以下「親族等」という。）の有無
3. 親族等による保護の可能性及び審判請求を行う可能性
4. 生活、健康、財産及び収入の状況

助成内容　以下の2種類があります。
1. 審判請求にかかる費用

2. 成年後見人・補助人・補佐人に対する報酬（※）

※ 成年後見制度利用にあたり、後見人・補助人・補佐人に支払うべき報酬（家庭裁判所が決める金額の範囲内）で、以下の金額を限度額とします。

① 在宅生活されている人　　月額28,000円

② 施設等に入所されている人　月額18,000円

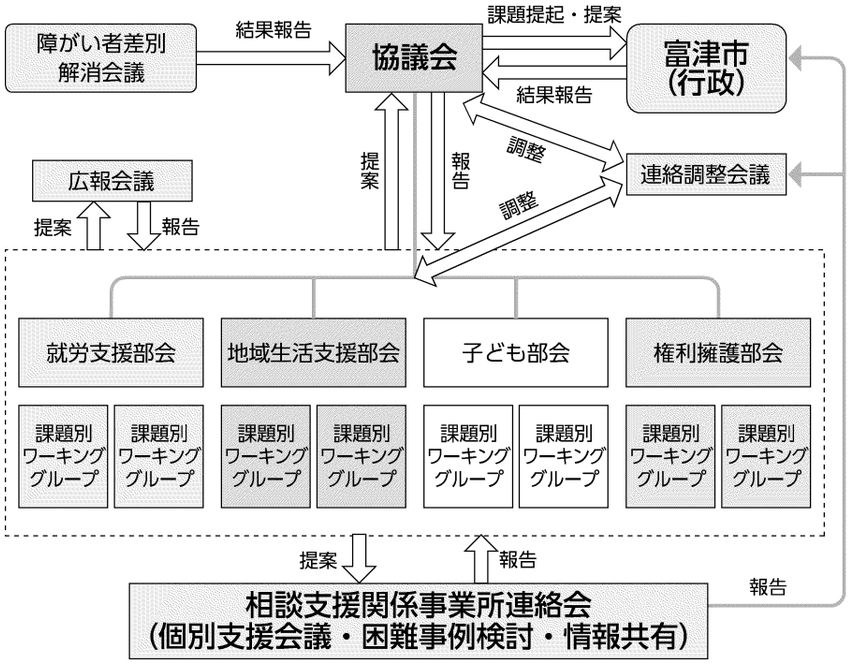
申請方法　まずは担当窓口へご連絡ください。担当者が内容を伺い、対象者の要件を満たすかどうか確認させていただきます。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○富津市障害者総合支援協議会

内　　容　地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、平成21年12月17日に富津市障害者総合支援協議会を設置しました。

富津市障害者総合支援協議会基本構成図



会議・部会名称		開催	協議・検討内容	構成
協議会		○年2回開催予定	○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ○障害福祉サービスの円滑な実施に関すること ○地域における相談支援体制の整備に関すること ○障がいの差別に関すること ○その他、障害福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること	協議会委員、基幹相談支援センター、障がい福祉課
連絡調整会議		○隔月1回開催予定	○協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 ●各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ●研修の企画、調整 ●市内社会資源状況の調査 ●会長から指示のあった事項の検討	協議会長、協議会副会長、各部会長、副部会長、中核地域生活支援センター、基幹相談支援センター、障がい福祉課
障がい者差別解消会議		○必要に応じて開催	○障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること	協議会長、協議会副会長・部会員、基幹相談支援センター、障がい福祉課、その他必要に応じて
広報会議		○必要に応じて開催	○広報に関すること	部会員、基幹相談支援センター、障がい福祉課
部会	就労支援部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○就労困難者及び市内企業（障がい者雇用）に対する調査・研修に関すること ○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、障がい者就労のために必要となる事項に関すること	障がい者支援施設、公共職業安定所、中核地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者雇用企業、商工会、関係行政機関
	地域生活支援部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に関すること ○圏域内に点在する障がい者用トイレの地図づくりに関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、地域生活支援のために必要となる事項に関すること	富津市社会福祉協議会、障がい者団体、障がい者支援施設、民生委員、特別支援学校、関係行政機関
	子ども部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○障がい児を地域で育てるシステム構築のための調査・研究に関すること ○ライフステージごとの各関係機関の連携を図るための調査研究に関すること ○その他、障がい児支援のために必要となる事項に関すること	障がい者（児）団体、障がい児保護者、障がい児関係支援事業所、保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員、関係行政機関
	権利擁護部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること ○権利擁護に関する地域課題の調査と整理 ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○権利擁護のために必要となる事項に関すること	富津市社会福祉協議会、医療機関、障がい者団体、障がい者支援施設、権利擁護団体、民生委員、関係行政機関
相談支援関係事業所連絡会		○必要に応じて開催	○個別支援計画に関すること ○困難事例検討に関すること	基幹相談支援センター、相談支援関係事業所

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

(3) 児童福祉法による障害児福祉サービス支援に関すること

○1. 児童福祉法のポイント

児童福祉法等の改正に伴い、平成24年4月1日から、障がい児施設・事業の体系が変わりました。これまでの障がい種別ごとに分かれた施設体系は、通所・入所の利用体系の違いにより「障害児通所支援」「障害児入所支援」となります。

「障害児入所支援」の実施主体は今までどおり都道府県ですが、「障害児通所支援」の実施主体は市町村になります。

○2. 障がい児通所支援の基本的な手続きの流れ

1　相談・情報収集
利用したいサービスや困っていることなどを障がい福祉係にご相談ください。

↓

2　利用申請
具体的な利用希望のサービスが決まったら、障がい福祉係にサービス利用の申請をしていただきます。また、児童の状況を確認させていただくため面接をします。指定特定障害児相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成を行います。

↓

3　サービス等利用計画案の作成・提出
サービス等利用計画案の作成を指定特定障害児相談支援事業者に依頼します。
作成したサービス等利用計画案を障がい福祉係に提出します。

↓

4　支給決定
サービスの利用意向、利用者の家族の状況を聴き取った上、サービス等利用計画案を踏まえて、障害児通所サービスの内容、支給期間を決定します。また、利用者負担の上限額も決定します。

↓

5　受給者証交付
支給が決定した皆さんには、受給者証をお渡しします。

↓

6　サービス等利用計画の作成
サービス等利用計画案に基づいて、指定特定障害児相談支援事業者を中心に、サービスの利用を希望する事業者や施設とその利用方法を調整し、サービス等利用計画を作成します。

↓

7　指定事業者・施設への申込・契約
サービス等利用計画に基づき、事業者や施設に利用を申し込み、サービス利用に係る契約を交わします。

↓

8　サービスの利用、利用者負担額の支払
契約に基づいてサービスを利用し、サービスの利用に要する費用のうち利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

↓

9　障害児通所給付費等の支払
サービスを提供した指定事業者・施設に対し、市はサービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を差し引いた額を支払います。

↓

10　モニタリングの実施
定期的に指定特定障害児相談支援事業者によりサービスの利用状況等の確認が行われます。

○3. 利用者負担

児童福祉法による障害児通所サービスを受けると、原則1割の負担がありますが、同時に世帯の所得状況により、月額上限額が設定されます。さらに利用するサービスによっては、個別減免・食費の軽減措置等があり、多くの人がサービス費１割まで支払わなくても済むようになっています。

○4. 障害児福祉サービスの内容

1	児童発達支援
	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
2	医療型児童発達支援
	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
3	放課後等デイサービス
	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
4	居宅訪問型児童発達支援
	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
5	保育所等訪問支援
	保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる障害児に、当該施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。

○5. 障害児福祉サービス事業所一覧

令和5年6月1日現在

名　　称	所在地	電話番号	サービス種類
Days大堀	富津市大堀1-8 レインボーハウスＡ号室	0439-29-7751	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー　イオンモール富津	富津市青木1-5-1	0439-27-0903	児童発達支援・放課後等デイサービス
ヨーゼフ	富津市千種新田784	0439-65-5165	児童発達支援・放課後等デイサービス
エンターデイメント MotherLand	富津市亀沢531-1	0439-32-1888	児童発達支援・保育所等訪問支援
デイサービスセンター湊 ひかり学園	富津市湊934-18	0439-70-6551	放課後等デイサービス
太陽のしずく	富津市湊1070-3	0439-67-3711	放課後等デイサービス
アトリエＪＡＭ君津教室	君津市東坂田3-3-15 富士クラスタービル201	0439-32-1555	放課後等デイサービス
君津郡市広域市町村圏 事務組合児童発達支援センター きみつ愛児園	君津市外箕輪1041	0439-53-1161	児童発達支援・保育所等訪問支援
ステップデイすくすく	君津市外箕輪3-2-18 ティストパレス373　201号室	0439-29-6951	児童発達支援・放課後等デイサービス
発達支援つむぎ　宮下ルーム	君津市宮下2-25-1	0439-32-1263	児童発達支援
ひるがお郡	君津市郡3-9-3	0439-27-0909	児童発達支援・放課後等デイサービス
ピッチーの丘	君津市郡2-2-3、2-4	0439-27-1600	児童発達支援・放課後等デイサービス
きっずラボ周西	君津市西坂田4-1-18 石崎ビル1階	0439-54-0132	放課後等デイサービス
放課後等 デイサービスフリーダム	君津市中富941-2	0439-29-6830	放課後等デイサービス
児童発達支援 放課後等デイサービス フリーダム第二教室	君津市中富984-1	0439-77-0334	児童発達支援・放課後等デイサービス
エンターデイメント MotherLand君津	君津市東坂田1-6-1　君津ファーストビル204号室	0439-54-4129	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後等デイサービス きっずラボ　ひまわり	君津市南子安3-5-7	0439-77-0133	放課後等デイサービス
ドレミファソライズＦＣ君津	君津市南子安4-27-2 新昭和第7ビル201	0439-72-3166	児童発達支援・放課後等デイサービス
発達支援つむぎ　内箕輪ルーム	君津市南子安9-16-13	0439-27-1292	児童発達支援
ファミリーサポート ひるがおデイサービスセンター	君津市北子安1-12-21	0439-73-1710	児童発達支援・放課後等デイサービス
あいあいりすはうす	木更津市請西東3-17-18	0438-73-0462	放課後等デイサービス
jump木更津教室	木更津市ほたる野1-20-2	090-1543-7544	放課後等デイサービス
発達支援くぅぽの	木更津市永井作65 2階	0438-38-5473	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

らいおんきっず	木更津市犬成906	070-3208-6431	児童発達支援・放課後等デイサービス
らいおんハート遊び リテーション児童デイ木更津	木更津市幸町3-9-6	0438-40-5807	児童発達支援・放課後等デイサービス
ファミリーケア・ ナースセンターきづな	木更津市江川523-2	0438-53-8747	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童デイサービス・ アニマートきさらづ	木更津市高柳2-4-7 木更津フラット1階101号室	0438-40-4166	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
のぞみ牧場学園	木更津市真里谷2374-1	0438-53-5222	児童発達支援・保育所等訪問支援
のぞみ発達支援室きさらづ	木更津市真里谷2374-1	0438-53-5222	児童発達支援・放課後等デイサービス
のぞみ発達支援室きさらづ第二	木更津市真里谷259-1	0438-53-5353	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスあず教室第2	木更津市清川2-14-1 清川店舗2号室	0438-97-6789	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
ハッピーテラス木更津教室	木更津市請西2-24-4	0438-53-8117	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人 子ども館ゆめのたまご	木更津市太田3-10-12	0438-20-3344	児童発達支援
通所支援 ベルテール木更津第二つばめ園	木更津市大久保1-6-14	0438-53-8655	児童発達支援・放課後等デイサービス
ホエール学園らいとはうす	木更津市大久保2-21-7	0438-38-5180	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
通所支援 ベルテール木更津つばめ園	木更津市大久保2-19-14	0438-36-1160	児童発達支援・放課後等デイサービス
アンダンテ木更津東	木更津市大和3-3-1	080-9520-3454	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス あず教室第1	木更津市大和3-3-14	0438-97-7726	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後等デイサービスウィズ・ユー　イオンモール木更津	木更津市築地1-4	0438-42-1010	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援センター オーディ　un	木更津市中烏田125-1	0438-97-7954	児童発達支援・保育所等訪問支援
放課後等デイサービス奏	木更津市中烏田125-1	0438-97-7954	放課後等デイサービス
デイサービス蓮	木更津市中央1-5-3	0438-22-4881	児童発達支援・放課後等デイサービス
わいわいプラス潮見教室	木更津市潮見2-2-2	0438-25-8181	放課後等デイサービス
アンダンテ木更津	木更津市東中央2-1-1 日の出第二ビル4階	090-5564-3617	放課後等デイサービス
児童発達支援つぼみ	木更津市東中央1-5-12	0438-38-6647	児童発達支援
はなまるキッズ畑沢教室	木更津市畑沢2-38-2	0438-38-5635	児童発達支援・放課後等デイサービス
通所支援ベルテール 木更津畑沢園	木更津市畑沢南2-35-22	0438-97-6682	放課後等デイサービス
らいおんハート遊び リテーション児童デイ畑沢	木更津市畑沢南4-13-22	0438-53-8433	児童発達支援
ホエール学園キッズハウス	木更津市八幡台7-21-1	0438-38-5062	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
放課後等デイサービス エスタシオン	木更津市木更津2-16-21	080-3551-5435	放課後等デイサービス
グローバルキッズメソッド91	袖ケ浦市奈良輪526-1-3	0438-38-4495	児童発達支援
児童発達支援センター　ヒツジ	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9898	児童発達支援
放課後等デイサービス　ウサギ	袖ケ浦市下新田1680	0438-62-9898	放課後等デイサービス
ふたば	袖ケ浦市久保田8-1	0438-97-7330	児童発達支援・放課後等デイサービス
わたぼうし	袖ケ浦市戸国飛地字西新田382-1	0438-60-5800	児童発達支援・放課後等デイサービス
ぱるぶるーむ	袖ケ浦市神納2-4-15	0438-97-7728	放課後等デイサービス
ふる里学舎じどう館	袖ケ浦市蔵波3312-1	0438-64-1030	放課後等デイサービス
ハッピーテラス袖ケ浦教室	袖ケ浦市長浦駅前3-3-6 グランバリエカネキ1号室	0438-40-5581	児童発達支援・放課後等デイサービス
運動学習支援教室 そら・ふね長浦	袖ケ浦市長浦駅前5-3-6 モントワール長浦1階D	0438-97-6830	児童発達支援・放課後等デイサービス
きっずラボ袖ケ浦	袖ケ浦市福王台3-13-9 ヤマカビル1階	0438-97-6019	放課後等デイサービス

（4）障害者手帳に関すること

○身体障害者手帳

内　　容　身体障がい者（児）が各種のサービスを受けるために必要な手帳です。身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合は、申請に基づいて1～6級の手帳が交付されます。

手帳の障がい対象基準

次項の「身体障害者障害程度等級表」を参照

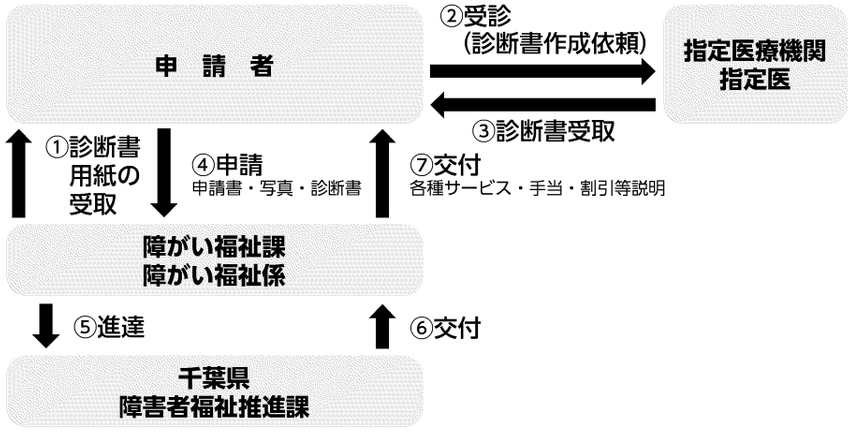
手帳交付のための手続き

1. 障がい福祉係で診断書の用紙を受け取り、指定医を確認し、医療機関を受診します。（身体障害者障害程度に該当するか指定医師に相談のうえ、書いてもらってください。）
2. 申請手続きは、本人又は家族等の代理人が行うことができます。障がい福祉係に申請後、2か月程度で千葉県から交付されます。

手帳の再交付、再認定、内容変更の手続き

1. 障害程度に変化が予想される場合は、再認定を必要とされる時期が定められます。再認定手続きは、必ず再認定年月の前に行ってください。再認定年月を過ぎてしまうと、各種手当や医療費助成等の支給を受けられなくなります。
2. 本人又は保護者の住所、氏名・本人の障害程度に変更のあったときは、必ず手続きをしてください。障害の程度に変更があったときは、再認定ができます。手帳を紛失や破損したときは再交付ができます。
3. 本人が死亡したとき等は必ず手帳と返還届を提出してください。

〈身体障害者手帳　申請の流れ〉



申請に必要なもの

1. 身体障害者手帳交付申請書
2. 指定医が作成した「身体障害者診断書・意見書」
3. 写真1枚（タテ4cm× ヨコ3cm　脱帽して上半身を写したもの）
4. マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類
5. 委任状（本人が申請又は受け取りに来られない場合）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

身体障害者障害程度等級表

等級	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上　肢	下　肢	体　幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障がい ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障がい ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さ10分の1以上短いもの	
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		①両上肢のおや指の機能の著しい障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①一上肢のおや指の機能の著しい障がい ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障がい	
7級					①一上肢の機能の軽度の障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ③一上肢の手指の機能の軽度の障がい ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②一下肢の機能の軽度の障がい ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

備考
1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいが2以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障害程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

肢体不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい								
上肢機能	移動機能	心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が軽度に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5.「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、太腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

○療育手帳

内　　容　知的障がい者（児）が一定のサービスを受けるために必要な手帳です。
障害の程度によりⒶの1（児童はⒶ）からＢの2までの6段階（Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2、Bの1、Bの2）に区分されます。
※ 知的障がいとは、「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

手帳の障がい対象基準

障害程度			判定の基準
	障がい児	障がい者	
最重度	Ⓐ	Ⓐの1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
		Ⓐの2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者でⒶの１以外の者
重度	Aの1	Aの1	知能指数がおおむね21～35の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
	Aの2	Aの2	知能指数がおおむね36～50の者で視覚、聴覚、肢体不自由の身体障害者手帳1級～3級を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
中度	Bの1	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36～50の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
軽度	Bの2	Bの2	知能指数がおおむね51～75の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

手帳交付のための手続き

1. 申請手続きは、本人又は家族等の代理人が行うことができます。障がい福祉係に申請後、2か月程度で千葉県から交付されます。

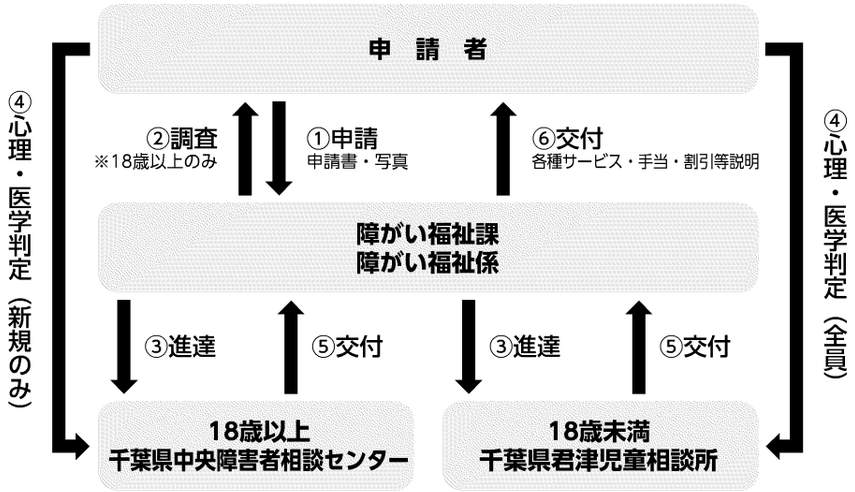
手帳の再交付、更新、内容変更の手続き

1. 更新手続きは、有効期限のおおむね3か月前から手続きができます。有効期限が切れ、更新手続きをしない場合は、各種手当や医療費助成等の支給を受けられなくなります。
2. 本人又は保護者の住所・氏名、本人の障害程度に変更のあったときは、必ず手続きをしてください。記載事項変更届には写真は必要ありません。手帳を紛失や破損したときは再交付ができます。
3. 療育手帳は千葉県（千葉市除く）の基準で判定を行い交付しているため、他都道府県又は千葉市の手帳をお持ちで、転入により療育手帳の取得を希望される人は申出書を提出していただきます。場合によっては新規交付申請と同じく、判定を受ける必要があります。
4. 本人が死亡したとき等は必ず手帳と返還届を提出してください。

手帳の有効期間

平成30年4月1日以降に交付された人	平成29年3月31日までに交付された人
18歳未満　　…おおむね2年ごと 18歳以上40歳未満…10年ごと※ 40歳以上　　…再判定なし ※「Ⓐの1」判定を受けた場合、再判定なし	18歳未満　　…おおむね2年ごと 18歳以上30歳未満…5年ごと 30歳以上50歳未満…10年ごと 50歳以上　　…再判定なし

〈療育手帳　申請の流れ〉



申請に必要なもの

1. 療育手帳交付申請書
2. 写真1枚（タテ4㎝ × ヨコ3㎝。脱帽して上半身を写したもの。写真の裏面に氏名・生年月日・市町村名〔富津市〕を記入してください。）
3. 申出書（他県及び千葉市から転入の場合）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○精神障害者保健福祉手帳

内　　容　精神障がい者（児）が一定のサービスを受けるために必要な手帳です。精神障がいの状態のため長期にわたり、日常生活や社会生活に支障をきたす人が、申請に基づき、交付されます。障害の程度により1～3級に分かれており、入院、施設入所、在宅等による区別や年齢制限はありません。

手帳の障がい対象基準

障害等級	判定の基準
1級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
2級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
3級	精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

手帳交付のための手続き

1. 障がい福祉係で診断書の用紙を受け取り、医療機関を受診します。
2. 申請手続きは、本人又は家族等の代理人が行うことができます。障がい福祉係に申請後、2か月程度で千葉県から交付されます。

手帳の再交付、更新、内容変更の手続き

1. 更新手続きは、有効期限の3か月前から手続きができます。有効期限が切れる前に手続きをしてください。有効期限が切れ、更新手続きをしない場合は、各種手当や医療費助成等の支給を受けられなくなります。
2. 住所、氏名に変更のあったときは、必ず手続きをしてください。障害

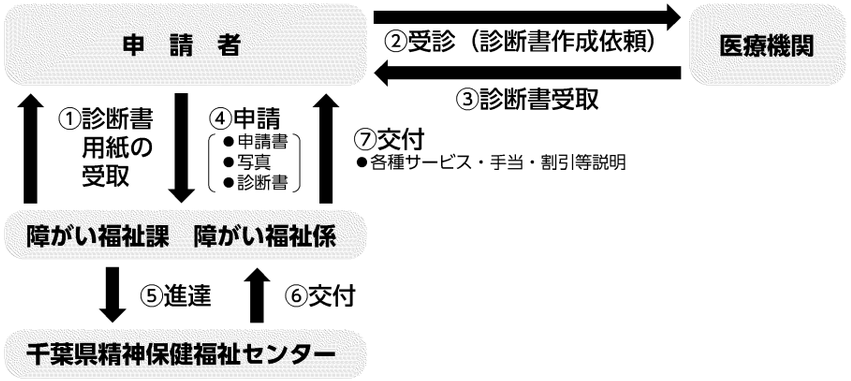
障がい者（児）の福祉

等級に変更があったときは、障害等級変更ができます。手帳を紛失や破損したときは再交付ができます。

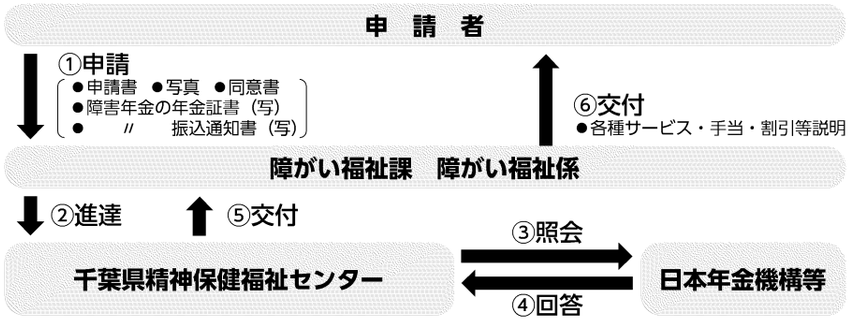
3. 県外及び千葉市へ転出したときは、障がい福祉係で返還手続きを行い、新たな住所地で申請手続きをしてください。
4. 本人が死亡したとき等は必ず手帳と返還届を提出してください。

手帳の有効期間　原則２年

〈精神障害者保健福祉手帳　申請の流れ　※障害年金受給なしの場合〉



〈精神障害者保健福祉手帳　申請の流れ　※障害年金受給ありの場合〉



申請に必要なもの
1. 精神障害者保健福祉手帳用診断書(診断書の作成日は、精神障がいに係る初診日から6か月以上経過している必要があります。)

※ 精神障がいによる各種障がい年金を受給されている人は、診断書の代わりに年金証書の写しと振込通知書で申請することができます。(日本年金機構、共済組合等へ障害の等級、その他必要な事項を照会することに同意する書類（同意書）も併せて必要になります。)

2. 写真1枚（タテ4㎝ × ヨコ3㎝　脱帽して上半身を写したもの）
3. マイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

(5) 障がい者の手当に関すること

在宅で生活している障がいがある人、又は障害がある人を在宅で監護又は介護している人は手当の支給を受けられる場合があります。

手当の支給を受けるためには申請（認定請求）が必要となり、障がいの程度や所得額などについて審査があります。また、障害者手帳の取得状況によって、申請書類を省略することができる場合があります。申請する前に担当までご確認ください。

障害がある児童（20歳未満）が対象となる手当

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
手当の受給者となる人	対象となる児童を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育している人	障がいがある児童本人
支給額（月額）	手当等級 1級 53,700円 手当等級 2級 35,760円	15,220円
支給方法	認定請求をした翌月分から、4、8、12月の年3回、支払月の前月までの分が受給者の金融機関口座に振り込まれます。	認定請求をした翌月分から、2、5、8、11月の年4回、支払月の前月までの分が受給者の金融機関口座に振り込まれます。
支給対象となる障害程度の目安	【手当等級1級】 ・身体障害者手帳 おおむね1級・2級 ・療育手帳 おおむねⒶの1～Aの2 【手当等級2級】 ・身体障害者手帳 おおむね3級 ・療育手帳 おおむねBの1	・身体障害者手帳 おおむね1級・2級 ・療育手帳 おおむねⒶ・Ⓐの1・Ⓐの2
申請に必要となるもの	1. 特別児童扶養手当認定請求書 2. 特別児童扶養手当認定診断書 3. 戸籍謄本 4. マイナンバーが確認できるもの 5. 手当の振込先に指定する口座が確認できるもの。（受給者本人の口座に限られます。）	1. 障害児福祉手当認定請求書 2. 障害児福祉手当認定診断書 3. マイナンバーが確認できるもの 4. 手当の振込先に指定する口座が確認できるもの。（受給者本人の口座に限られます。）
手当の受給ができない場合	・対象の児童が障がいを事由とする年金を受給できるとき ・児童が施設に入所しているとき（保育園などの通園は除く） ・所得制限に該当するとき	・障がいを事由とする年金を受給できるとき ・児童が施設に入所しているとき（保育園などの通園は除く） ・所得制限に該当するとき
その他	・手当の支給が認められた場合でも、受給資格について随時更新手続が必要です。また、毎年の所得状況など、各種届出の提出が義務付けられます。 ・申請手続などは富津市が窓口となっていますが、受給資格の認定や手当の支給は千葉県が行うこととなります。	・手当の支給が認められた場合でも、受給資格について随時更新手続が必要です。また、毎年の所得状況など、各種届出の提出が義務付けられます。

障害がある人（20歳以上）が対象となる手当

	在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当	特別障害者手当
手当の受給者	障がいがある人と同居し、介護している家族の人	障がいがある人本人
支給額（月額）	8,650円	27,980円
支給方法	申請をした翌月分から、3、7、11月の年3回、支払月までの分が受給者の金融機関口座に振り込まれます。	認定請求をした翌月分から、2、5、8、11月の年4回、支払月の前月までの分が受給者の金融機関口座に振り込まれます。
支給対象となる障害程度の目安	・身体障害者手帳を所持しており、65歳未満で、おおむね6か月以上ねたきりの状態にある人 ・療育手帳 Ⓐの1～Aの2	・身体障害者手帳 重複して障害がある人で、記載されている障害の個別の等級が、おおむね1級又は2級が2つ以上 ・療育手帳 おおむねⒶの1
申請に必要となるもの	1. 在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当支給申請書 2. 療育手帳又は身体障害者手帳 3. 手当の振込先に指定する口座が確認できるもの （受給者本人のものに限られます。）	1. 特別障害者手当認定請求書 2. 特別障害者手当認定診断書 3. 療育手帳又は身体障害者手帳 4. マイナンバーが確認できるもの 5. 手当の振込先に指定する口座が確認できるもの （受給者本人のものに限られます。）
手当の受給ができない場合	・対象となる人が施設に入所しているとき ・所得制限に該当するとき ・特別障害者手当を受給しているとき（経過措置の福祉手当を含む） ・介護保険を利用しているとき	・施設に入所しているとき ・所得制限に該当するとき ・継続して3か月以上入院しているとき
その他	・手当の支給が認められた場合でも、受給資格について随時更新手続が必要です。また、毎年の所得状況など、各種届出の提出が義務付けられます。	・手当の支給が認められた場合でも、受給資格について随時更新手続が必要です。また、毎年の所得状況など、各種届出の提出が義務付けられます。

※各種手当の障害程度は目安となっています。審査の結果、非該当となる場合があります。
※申請をするときに必要な診断書には所定の書式が定められています。また、診断書の作成手数料などの経費は自己負担となり、返還されませんのでご注意ください。
※受給者の状況等により、記載している「必要なもの」のほかにも書類を提出していただく場合があります。
※手当の月額は令和5年4月1日現在の金額です。金額は変更となることがあります。
※転出したときは富津市での受給資格は喪失することとなります。転出先の市町村で引続き手当が受給できる場合がありますので、転出先の市町村にご確認ください。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

（6）医療費の助成に関すること

○重度心身障害者医療費

重度の障がいがある人に、医療費等の自己負担分を助成します。

対 象 者

「身体障害者手帳」1級・2級、「療育手帳」Ⓐ・Ⓐの1・Ⓐの2・Aの1・Aの2又は「精神障害者保健福祉手帳」1級の判定を受けた人で、次のいずれかの人。

①富津市に住んでいる人

②市外に住んでいる人で、富津市の国民健康保険の被保険者

③市外の障害者施設等に入所している人で、その施設に入所する直前に富津市に住んでいた人

※65歳以上で新たに障害者手帳が交付された人は対象外となります。また、助成を受けていた人が、手帳の有効期間失効により再度手帳の交付を受けた場合も対象外になりますのでご注意ください。

認定を受けることができない場合

- ●生活保護を受給したとき
- ●市外へ転出したとき（障害者施設等への入所を除く）
- ●基準税額が235,000円以上の場合（高額治療継続者を除く）
- ●ひとり親家庭等医療費等の認定を受けたとき
- ●子ども医療費の助成を受けたとき

助成内容

〔助成範囲〕

保険診療分の医療費等

- ●高額療養費、付加給付等がある場合は、その金額を差し引いて助成します。

※ 助成の対象にならないもの

- ●保険診療ではない医療費　●介護保険の一部負担金　●健康診断料
- ●診断書料　●食事代　●部屋代　等

〔自己負担額〕

上記の助成範囲に対して助成しますが、基準世帯員（下記参照）の市民税の課税状況により、自己負担額が異なります。

基準世帯員市民税所得割	自己負担額
非課税	なし
年額235,000円未満	通院1回、入院1日につき300円 ただし、保険調剤は0円です。
年額235,000円以上	制度の対象外

※基準世帯員

対象者	基準世帯員
社会保険の場合	被保険者のみ
国民健康保険の場合	同じ世帯の国民健康保険の被保険者全員
後期高齢者医療の場合	同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者全員

助成方法

1．認定申請をして、認定を受けます。

〔認定申請に必要なもの〕

①重度心身障害者医療費等受給資格認定申請書　②障害者手帳
③保険証の写し　④振込用通帳の写し　⑤同意書
⑥付加給付等証明書（社会保険の場合（協会けんぽを除く））
⑦基準税額の確認に必要な書類（住民税課税・非課税証明書）

※ 同意書により担当課で確認できる場合もありますのでご相談ください。
※ 認定された場合、受給券が市から送られます。

2－1．千葉県内の医療機関の場合

医療機関の窓口で保険証と受給券を提示し、一定の自己負担金額を支払います。

２－２．千葉県外の医療機関の受診又は窓口で受給券を提示しなかった場合は
医療機関の窓口でいったん医療費を支払い、その後市へ届出をします。
〔助成の届出に必要なもの〕
①重度心身障害者医療費等届出書
②医療費等の領収書、又は証明書
③高額療養費や付加給付等がある場合は、その明細（社会保険の場合）

認定期間

認定日は認定された日から7月31日までとなります。
認定期間を更新する場合（8月1日以降）は、毎年6月頃にお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。提出しない場合は助成ができません（資格を喪失します）のでご注意ください。

変更の届出

受給者が次の事項を変更したときは、届出が必要です。
●氏名　●住所　●健康保険　●基準世帯員　●振込口座
●付加給付内容
●資格を喪失したとき（「認定を受けることができない場合」に該当したとき）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○精神障害者医療費

精神障がいのある人に、精神疾患に関する入院医療費の自己負担分を助成します。

対 象 者

①富津市に1年以上住所がある人
②市外に住んでいる人で、富津市の国民健康保険の被保険者
③市外の障害者施設等に入所している人で、その施設に入所する直前に富津市に1年以上住所がある人

認定を受けることができない場合

●生活保護を受給したとき
●市外へ転出したとき（障害者施設等への入所を除く）
●基準税額が235,000円以上の場合（高額治療継続者を除く）
●重度心身障害者医療費等の認定を受けたとき
●ひとり親家庭等医療費等の認定を受けたとき
●子ども医療費の助成を受けたとき

〔助成範囲〕

精神疾患に関する保険診療分の入院医療費
●高額療養費、付加給付等がある場合は、その金額を差し引いて助成します。
※ 助成の対象にならないもの
●通院費　●調剤費　●精神疾患の治療ではない医療費
●保険診療ではない医療費　●食事代　●部屋代　等

〔助成割合〕

上記の助成範囲に対して助成しますが、基準世帯員（右記参照）の市民税の課税状況により、助成割合が異なります。

基準世帯員市民税所得割	助成割合
非課税	10割
年額235,000円未満	8割
年額235,000円以上	制度の対象外

※基準世帯員

対象者	基準世帯員
社会保険の場合	被保険者のみ
国民健康保険の場合	同じ世帯の国民健康保険の被保険者全員
後期高齢者医療の場合	同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者全員

助成方法

１．認定申請をして、認定を受けます。
〔認定申請に必要なもの〕
①精神障害者医療費受給資格認定申請書　②精神疾患に関する証明書
③保険証の写し　④振込用通帳の写し　⑤同意書
⑥付加給付等証明書（社会保険の場合（協会けんぽを除く））
⑦基準税額の確認に必要な書類（住民税課税・非課税証明書）
※ 同意書により担当課で確認できる場合もありますのでご相談ください。
※ 認定された場合、認定通知書が市から送られます。
２．医療機関の窓口でいったん医療費を支払い、その後市に届出をします。
〔助成の届出に必要なもの〕
①精神障害者医療費届出書
②精神障害による入院医療費の領収書
③高額療養費や付加給付等がある場合は、その明細（社会保険の場合）

認定期間

認定日は申請した日から7月31日までとなります。
認定期間を更新する場合（8月1日以降）は、毎年6月頃にお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。提出しない場合は助成ができません（資格を喪失します）のでご注意ください。

変更の届出

受給者が次の事項を変更したときは、届出が必要です。
●氏名　●住所　●健康保険　●基準世帯員　●振込口座
●付加給付内容
●資格を喪失したとき（「認定を受けることができない場合」に該当したとき）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○指定難病医療費助成制度

国が定める指定難病の診断を受け、症状や状態が基準を満たしている人が、都道府県により指定されている医療機関にて特定の医療を受ける場合、医療費等の自己負担額を助成します。

対 象 者　特定医療費の対象となる方は、次の3つを満たす方です。
1. 千葉県内（千葉市除く）にお住まいの方（住所登録をしている方）
2. 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている。

3. 指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしていない場合でも、申請月以前の12月以内に医療費が33,330円を超える月数が3月以上ある者。（軽症高額該当者）

助成内容

原則、患者負担割合の2割となります。（所得に応じて月額自己負担限度額が定められています。）

問い合わせ先

千葉県君津健康福祉センター（君津保健所）地域保健課
〒292-0832　木更津市新田3-4-34　☎ 0438-22-3744　FAX. 0438-25-4587

（7）障がい者の年金に関すること

○障害基礎年金（国民年金）

支給要件

《20歳以降65歳未満の間に初診日のある病気や怪我で障がい者になった人》
次の1～3の条件すべてにあてはまれば支給対象となります。

1. 国民年金被保険者期間中に初診日のある病気や怪我で障がいの状態になったとき。ただし、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば、被保険者でなくなった後の病気や怪我によるものでも対象となります。
2. 障がい認定日に、1級または2級の障がい（障がい等級は国民年金法に定める等級）の状態になっていること。

【障がい等級の目安】

１級の障がい…他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態
２級の障がい…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難で労働することができない状態
※ 身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。
※ 障がい認定日とは原則として病気や怪我により、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した場合はその日です。

3. 次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料を未納した期間が3分の1以上ないこと
②初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

障がい認定日に障がい等級の1級または2級に該当する障がいの状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までに症状が悪化して障がい等級に該当するようになった場合は、事後重症の請求ができます。

《20歳前（国民年金に加入する前）の病気や怪我等で障がい者になった人》

1. 障がい認定日が20歳未満にある場合は、20歳になったときに、1級または2級の障がい（障がい等級は国民年金法に定める等級）の状態にあり、20歳到達時点の診断書が提出できれば請求できます。
2. 障がい認定日が20歳以降になる場合、障がい認定日からの請求となります。
3. 20歳になったとき障がい等級に該当しなくても、その後65歳に達する日の前日までに症状が悪化し障がい等級に該当するようになった場合は、事後重症の請求ができます。

年金額（年額）　1級　993,750円　2級　795,000円
（令和5年度の額。社会情勢に応じて金額が変更することがあります。）
※ なお、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている、配偶者または未婚で18歳到達年度の末日までの子（障がい等級1、2級の障がいがある場合は20歳未満）がいるときは次の額の加算があります。

加 算 額
1人目、2人目の子　各228,700円（年額）3人目以降の子　各76,200円（年額）

支 給 月　2，4，6，8，10，12月（年6回。支払予定日は偶数月の15日。2か月分を支給。）

担 当 係　手続きについては、市役所市民課へお問い合わせください。

市民課市民係　☎ 0439-80-1253

○特別障害給付金（国の制度）

対 象 者　1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合加入者だった人の配偶者
※1または2の人で国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、その病気や怪我で現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する人（65歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当した人に限ります。）

支給制度　本人の所得や他から受けられる公的年金が一定額を超えるときは、支給が調整または停止される場合があります。

給付金額　1級　月額53,650円　2級　月額42,920円（令和5年度の額）

問い合わせ先　手続きについては、木更津年金事務所へお問い合わせください。
木更津年金事務所　☎ 0438-23-7616

○障害厚生年金・障害手当金（一時金）（厚生年金）

障害厚生年金

1. 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障がいが国民年金の障害基礎年金（1級または2級）に該当する状態であるとき
2. 障がいの状態が障害基礎年金に該当しないが、厚生年金の障がい等級表（3級）に該当するとき

※ 障害厚生年金は障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているときに支給します。

障害手当金　被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年を経過するまでの間に治り、その治った日において一定の障がいの状態にあり、国民年金の障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているとき

問い合わせ先　木更津年金事務所　☎ 0438-23-7616

○心身障害者扶養年金

内　　容　心身に障がいがあるため、独立自活することが困難な者を扶養している者が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、死亡又は重度障がいとなった場合、後に残された心身障がい者に終身一定の年

金を給付する制度です。

対 象 者　〈障がい者（児）〉次のいずれかに該当する人。

1. 身体障害者手帳1級から3級までの所持者
2. 療育手帳所持者
3. 精神又は身体に永続的な障がいのある人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が上記1又は2と同程度と認められる者

〈加入者〉上記の障がい者（児）を扶養している保護者等であって、次のすべての要件を満たしている人です。

1. 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
2. 千葉県内に住所を有していること
3. 特別の疾病、障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

（加入申込時に「告知書」により審査）

支給金額　加入者が死亡、又は重度障がいになった場合、扶養年金　1口20,000円（2口加入者は40,000円）が､障がい者（児）の生存中、毎月支給されます。

弔 慰 金　加入者が生存中、障がい者（児）が死亡した場合、加入期間に応じた額（最低1年間の納付が必要です）が、弔慰金として支給されます。

脱退一時金　加入者が脱退する場合、加入期間に応じた額（最低5年間の納付が必要です）が、脱退一時金として支給されます。

掛　　金　1口あたり月額9,300円～23,300円（2口加入の人は、月額18,600円～46,600円）。市より納付書を毎月送付しますので、所定期日までにお支払いください。

※掛金の額は、世帯の状況及び加入時の年度の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。

※20年以上継続して加入し、かつ、加入者が65歳以上となった場合はその後の掛金が免除されます。

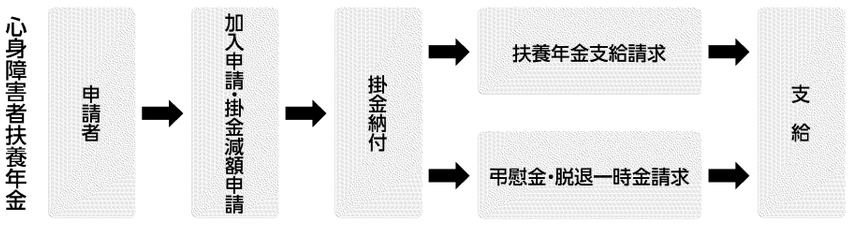
※平成19年度以前に加入された人は、上記の掛金額と異なっています。

※加入者及び加入者と生計を同一にする世帯が、以下に該当する場合は、1口目の掛金の減免が受けられます。（下記の減額分は県が負担）

1. 生活保護を受けているとき…100分の50
2. 県民税・市町村民税が非課税のとき…100分の35
3. 県民税・市町村民税の均等割のみ納めているとき…100分の15
4. 災害など特別の事情があるとき等…事情に応じて知事が定める割合

※ 今後、制度改正により掛金額が変更になる可能性があります。

利用までの流れ



申請に必要なもの

1．加入申込をする場合
- ①加入等申込書
- ②申込者（被保険者）告知書
- ③障がい者（児）の障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳又は年金証書等）
- ④住民票の写し
  ※ 申込者及び障がい者（児）それぞれに必要です。
- ⑤年金管理者指定届出書（障がい者（児）が年金を管理することが困難なとき）

2．掛金の減額を受ける場合
- ①掛金減額申請書
- ②所得状況届出書（掛金減額者は毎年8月に提出してください）

3．年金支給請求をする場合
- ①年金支給請求書
- ②死亡証明書又は障害証明書
- ③住民票の写し（加入者と障がい者（児）のもの。同一世帯の場合は、世帯全員の住民票の写し1通でも可）
- ④死亡・重度障害届出書
- ⑤障がい者（児）が将来支給される年金を管理することが困難である場合は「年金管理者指定届出書」（後日､年金管理者を指定することも可）

※ 弔慰金や脱退一時金を請求するとき、住所の変更があったとき、証書を紛失したとき等は、それぞれ申請又は届出を行う必要があります。

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

（8）各種割引・軽減に関すること

税の軽減に関すること

○障害者控除（所得税・住民税）

対 象 者　所得者本人または扶養している配偶者や親族がいずれかに該当するとき

1. 身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者）
2. 療育手帳所持者（Ⓐ・Ⓐの１・Ⓐの2・Aの1・Aの2は特別障害者）
3. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（特別障害者）
4. 1.～3.に準ずる程度の障害がある者として市長の認定を受けた満65歳以上の者
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）
6. その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上寝たきりの状態で複雑な介護を要する人（特別障害者）
7. 戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症の人は特別障害者）
8. 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定者（特別障害者）

内　　容

区　分	控除額	
	所得税	住民税
障　害　者	270,000円	260,000円
特別障害者	400,000円	300,000円
同居特別障害者	750,000円	530,000円

※障害者控除のほか、住民税では本人が上記1～8に該当する人で前年中の合計所得額が135万円以下の人は、非課税となります。

問い合わせ先　所得税：木更津税務署　☎ 0438-23-6161
住民税：富津市役所課税課　☎ 0439-80-1241　FAX. 0439-80-1390

○自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）

対 象 者

障がいの種類		手帳の種類	障害程度
視覚障がい		身体障害者手帳	1～3級・4級の1
聴覚障がい			2・3級
平衡機能障がい			3級
音声機能障がい又は言語機能障がい			3級（喉頭摘出に係るものに限る）
上肢不自由			1・2級
下肢不自由			1～6級
体幹不自由			1～3級・5級
心臓機能障がい			1級･3級・4級
じん臓機能障がい			1級･3級・4級
呼吸器機能障がい			1級･3級・4級
ぼうこう機能障がい			1級･3級・4級
直腸機能障がい			1級･3級・4級
小腸機能障がい			1級･3級・4級
肝臓機能障がい			1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1・2級
	移動機能		1～6級
知的障がい		療育手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2又はAの1。Aの2で音声もしくは言語又は上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級の記載がある者
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳1級

※上記のほか、戦傷病者手帳をお持ちの人は、お問い合わせください。

内　　容

1. 上記に該当する障がい者又はその者と生計を共にする人が所有し、障がい者のために使用する自動車について、一定の要件に該当する場合、減免されます。（自動車、軽自動車、二輪車等のうち、障がい者1 人につき1台に限られます。）
2. 車いすの昇降装置や固定装置、運転装置等の特別仕様による構造変更部分の自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）や構造上、専ら下肢等障がい者の利用に供すると認められる「車いす移動車」等の自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車（種別割・環境性能割）も減免の対象となります。

申請方法　減免申請書、自動車検査証、運転免許証、手帳、印鑑、個人番号の確認ができる書類、生計同一証明書、使用目的を証する書類（通院証明、通所証明）、常時介護証明書が必要です。（手続きされる種類により書類が異なりますので、各申請先にお問い合わせください。）

※ 自動車を取得したときの自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）については、登録の日から1か月以内に手続きをお願いします。

※ 軽自動車税（種別割）は、納期限までに申請してください。期限を過ぎると減免となりませんのでご了承ください。

問い合わせ先　自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）：
木更津県税事務所　☎ 0438-25-1110
軽自動車税（種別割）：富津市役所課税課
☎ 0439-80-1241　FAX.0439-80-1390

○相続税

対 象 者
1. 身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者）
2. 療育手帳所持者（Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2は特別障害者）
3. 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）

内　　容

区　分	軽減される税額
障　害　者	（85歳－現在の年齢）×100,000円※
特別障害者	（85歳－現在の年齢）×200,000円※

※平成26年12月31日以前に財産を取得した場合は、障害者は「60,000円」、特別障害者は「120,000円」

問い合わせ先　木更津税務署　☎ 0438-23-6161

○贈与税

特定障害者※の方の生活費などに充てるため、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうちの一部が非課税になります。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（対象者）　精神に障害がある者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

※ 特定障害者　特別障害者（P69 障害者控除の対象者1.～8.参照）

内　　容

区　分	軽減される税額
精神に障害がある者	信託受益権の価額のうち3,000万円まで
特　別　障　害　者	信託受益権の価額のうち6,000万円まで

問い合わせ先　木更津税務署　☎ 0438-23-6161

○関税の免除

内　　容　海外から輸入された下記のものが対象となります。
1. 身体障がい者用に製作された器具・物品で、政令で定めるもの
2. 慈善または救援物資等のために寄贈された物品
3. 社会福祉施設に寄贈された物品

問い合わせ先　東京税関税関相談室　☎ 03-3529-0700

○個人事業税

対 象 者　あんま、マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む人が、視覚障がい者で両眼の視力（屈折異常のある人は矯正視力）が0.06以下の場合

内　　容　事業税は課されません。確定申告時に非課税所得「10」として、申告書第二表に記入してください。
問い合わせ先　木更津県税事務所　木更津市貝渕3-13-34　☎ 0438-25-1110

○利子等の非課税
内　　容　障害者等に該当する人の貯蓄利子等は、一定の手続きにより非課税制度の適用を受けることができます。
・少額預金の利子所得等の非課税制度　預貯金、合同運用信託ほか計４種類の貯蓄元本の合計額350万円までの利子
・少額公債の利子の非課税制度　国債及び地方債の額面の合計額350万円までの利子
制度利用にあたっては、預入等の前に申告書と手帳等の確認書類及び個人番号カード等を、また預入等の都度に申込書を、金融機関等を経由し税務署長に提出する必要があります。詳しくは、金融機関または国税に関することとして税務署にてご確認ください。
問い合わせ先　各金融機関及び税務署（木更津税務署0438-23-6161）

各種料金の軽減に関すること

○NHK放送受信料
対 象 者
【全額免除】 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合。
【半額免除】 1．視覚障がい者及び聴覚障がい者が世帯主の場合。
2．重度の障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）が世帯主の場合。
必要書類　1．手帳　2．障害者手帳　3．印鑑　4．住民税非課税証明書等（その年の1月1日時点で富津市に住所がない人のみ必要）
担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○郵便料金
内　　容
【無料郵便（3kgまで）】
1．点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするもの
2．特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便（株）が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
【減免措置】
1．点字ゆうパック…点字のみを掲げたものを内容とするもの
2．聴覚障がい者用ゆうパック…聴覚障がい者用ビデオテープを内容とする郵便物で、日本郵便（株）の指定を受けた聴覚障がい者福祉施設と聴覚障がい者との間で発受するもの
3．心身障がい者用ゆうメール…図書館と重度の身体障がい者・知的障がい者との間で郵便による図書の閲覧のために発受するもの
4．心身障がい者団体が発行する第三種郵便物…心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容としたもの

※ 減免の料金については直接富津郵便局にご確認ください。
問い合わせ先　富津郵便局　☎ 0570-943-079（代）

○携帯電話等
対 象 者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
内　　容　割引制度、割引率は契約内容等により異なりますので、直接ご利用の電話会社にお問合せください。
問い合わせ先　各携帯電話等販売店

○NTT番号案内（ふれあい案内）の無料提供
内　　容　電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な人、知的障がい及び精神障がいのある人を対象に番号案内料が無料となります。
対 象 者　１．身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人
①視覚障がい　1～6級
②肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級
③聴覚障がい　2～4級、6級（1、5級はなし）
④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　3、4級（1、2級はなし）
２．療育手帳をお持ちの人
３．精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
４．戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人
①視力の障がい特別項症～第6項症
②上肢の障がい特別項症～第2項症
③聴覚障がい　第2、4項症
④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　第 1、2、4項症
利用方法　事前登録が必要となりますので、問い合わせ先にご連絡ください。
受付時間：9時～17時（月曜～金曜）
問い合わせ先　ふれあい案内担当　☎ 0120-104174　FAX. 0120-104134
※FAXの場合、問い合わせ内容、名前、折り返しのFAX番号を記載してください。返信はFAXにて行います。050 から始まる電話番号並びに携帯電話・衛星電話・公衆電話からの FAX 送付は受け付けません。

○NTTファクス104
内　　容　耳や言葉の不自由な人からの電話番号のお問い合わせをファクスでお受けするサービスです。
対 象 者　耳や言葉の不自由な人
利用方法　お客様のお名前、送付先のファクス番号、問い合わせ先の住所とお名前、業種等を記入して、ファクス番号0120-000104 にファクスを送信してください。折り返しファクスでご案内します。
対応できる日時　24時間・年中無休
料　　金　104番の番号案内料と同様となるので事前にご確認ください。
問い合わせ先　NTT東日本　☎ 0120-104140　FAX. 0120-000104

(9) 交通サービスに関すること

○有料道路通行料金

種別及び割引の範囲　1. 介護者が重度の障がい者を乗せて運転する場合（1種）
2. 身体障がい者が自分で運転する場合（2種）

自動車の種類　自動車検査証に「自家用」と記載されている、乗用自動車等。

自動車の所有者　本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。割賦購入又は長期リースの場合は、契約書を持参してください。

補 助 額　通常料金の半額

割引の有効期間　手続き終了時から2回目の誕生日まで。

利用までの流れ

〈ETC以外でご利用の場合〉

1. 障がい者ご本人の手帳、自動車検査証及び運転免許証（障がい者ご本人が運転する場合）を持参し、障がい福祉係にて割引申請書を記入。
2. 自動車登録番号が記載された障害者手帳を料金所で提示。

〈ETC無線通行の場合〉

1. 「ETC以外でご利用の場合」1の必要書類のほか、障がい者本人名義のETCカード及びETC車載器セットアップ申込書・証明書を持参し、障がい福祉係にて割引申請書を記入。
2. 「有料道路ETC割引登録係」に書類を送付。
3. 登録通知受領後、ETCカードをETC車載器に挿入して通行。

※ 登録通知受領までの間は、「ETC 以外でご利用の場合」2 の方法にてご利用できます。

〈1人1台要件緩和について〉

1人1台要件の緩和については、各障がい者団体からの要望をふまえ、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、障害者の利便性の向上を図る観点から、事前に障害者割引に登録されていない自動車による通行についても、割引の対象とすることといたします。

主な注意点

・既に事前申請を行い、自動車1台を事前登録している場合は、1人1台要件緩和に伴う新たな手続きは不要です。
・自動車を事前登録しない場合でも障がい者割引の事前申請が可能となります。その場合は、シールに自動車登録番号又は車両番号の代わりに「自動車登録なし」と記載してください。なお、自動車を事前登録しない場合はETC利用申請ができません。
・自動車を事前登録せずに、割引申請をしていた障がいのある方が、新たに自動車を事前登録する場合は、変更申請（更新期間中であれば更新申請も可）が必要です。
・事前登録されていない自動車で有料道路の障がい者割引を利用される場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで障害者手帳の提示が必要となります。（ETC無線通行はできません。）
・タクシーや福祉有償運送車両は、介護を必要とする重度の障がいのある方が同乗する場合のみ割引対象となります。

問い合わせ先　有料道路ETC割引登録係
☎ 045-477-1233（平日9：00～17：00）　FAX. 045-474-1110

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

障がい者（児）の福祉

○JR運賃・私鉄運賃

対 象 者　本人と介護者がJR線・連絡車線（乗車券の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線、一部バス路線、航路等）を利用する場合。

内　　容

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障がい者が介護者付添で利用する場合	普通乗車券・定期券（小人を除く）・回数券（バスを除く）・急行券（JRのみ）	5割（バスの定期券3割）介護人同率	JR・私鉄（JRに順ずる）（航路・バスを含む）及び連絡車線の各駅相互間
12歳未満の第2種心身障がい者で介護者付添の場合	定期乗車券（介護者のみ）		
第2種心身障がい者及び第1種心身障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上、ただし鉄道・航路は片道100キロを超える場合に限る

利用方法

1. 12歳以上の第1種の人が、介護者付添いで利用する場合は、片道100キロまでは、券売機で小人乗車券を購入し、有人改札口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
2. 上記以外で利用する場合は、乗車券を購入する際に身体障害者手帳又は療育手帳を発売窓口に提示してください。

問い合わせ先　各駅

○バス運賃

対 象 者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者

内　　容　各バス会社により異なるため、事前に各バス会社にご確認ください。

利用方法　乗車時等に手帳を提示してください。

問い合わせ先　各バス会社

○タクシー運賃（助成）

運転免許証を持っていない高齢者や障がい者、また、妊産婦などに対し、タクシー料金の一部を助成しています。

対 象 者　1. 富津市内に住民登録があり、運転免許証を持っていない人のうち、以下の要件のいずれかに該当する人
・65歳以上の人
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

・要介護認定、要支援認定を受けている人
・特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている人
・就学前の子どもを監護する人

2. 富津市内に住民登録がある妊産婦（出産予定日の4か月前から予定日の2か月後の間にある人）

※ 運転免許証保有の有無にかかわらず、「妊産婦」は対象となります。

内　　容　1. 申請すると、利用券（1枚500円の助成）が、年度あたり48枚を限度に交付されます。市が指定した協力タクシー事業者を利用する際、1回のご利用につき1人最大1,000円を差し引いた金額で利用することができます。（乗降場所のいずれかが富津市内のときに利用できます。）
2. 利用券は、1回の乗車につき1人2枚を限度に利用できますが、複数の対象者が同乗した場合は、各対象者が利用できます。

担 当 係　企画課　公共交通係　☎ 0439-80-1229　FAX. 0439-80-1350

○タクシー運賃（割引）

対 象 者　身体障害者手帳・療育手帳所持者
※ 未実施の地域もありますのでご注意ください。

内　　容　乗車の際、各手帳等を提示することにより原則として、運賃の1割が割引きされます。

問い合わせ先　各タクシー会社

○航空旅客運賃

対 象 者　ご搭乗時の年齢が12歳以上で、以下の手帳所持者及び同一便に搭乗される介護者1名
1. 身体障害者手帳
2. 戦傷病者手帳
3. 療育手帳
4. 精神障害者保健福祉手帳

内　　容　各航空会社が設定（適用範囲を拡大していない事業者がありますので事前に確認してください。）

利用方法　航空券購入時と搭乗時に手帳を提示してください。

問い合わせ先　各航空会社

○フェリー旅客運賃

対 象 者　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者

内　　容　各フェリー会社により異なるため、事前に各フェリー会社にご確認ください。

利用方法　乗船券を購入する際に手帳を提示してください。

問い合わせ先　各フェリー会社

○駐車禁止規制の対象除外

内　　容　千葉県公安委員会発行のステッカーを車の前面に掲示することで、指定の駐車禁止の規制対象から原則として除外されます。

対 象 者　障がい者が自分で運転する場合、又は家族などの介護者が運転する車に同乗した場合で、次のいずれかの障がいに該当し、手帳等の交付を受けている人。

身体障害者手帳	視覚障がい		1～3級・4級の1
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3級
	上肢機能障がい		1級・2級の1及び2級の2
	下肢機能障がい		1～4級
	体幹機能障がい		1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の各機能障がい		1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級 （一上肢のみの場合を除く）
		移動機能	1・2級
療育手帳			Ⓐ・Ⓐの1・Ⓐの2・Aの1・Aの2
精神障害者保健福祉手帳			1級

利用方法　次の書類が必要です。申請書は各警察署にありますが、事前に確認してください。
1. 手帳
2. 車検証
3. 免許証（本人以外の場合は、介護者のもの）
4. 印鑑

問い合わせ先　富津警察署
〒299-1616　富津市海良121-1　☎ 0439-66-0110

○ちば障害者等用駐車区画利用証制度

内　　容　公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、日常生活において障がい等を理由に歩行が困難な人が同区画を利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度です。

対 象 者　日常生活において、障がい等を理由に歩行が困難であると認められる方。
例：障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人

区　分			交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障がい者	視覚障がい		4級以上	身体障害者手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障がい		3級以上		
	平衡機能障がい		5級以上		
	肢体不自由 上肢		2級以上		
	肢体不自由 下肢		6級以上		
	肢体不自由 体幹		5級以上		
	肢体不自由 脳原性運動機能障がい	上肢機能	2級以上		
		移動機能	6級以上		
	内部障障がい（免疫機能障害を含む）		4級以上		
知的障がい者			療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の人	療育手帳	
精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療　受給者証	
高齢者等			介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である人	介護保険被保険者証	
妊産婦			妊娠7か月～出産予定日から1年の人	母子健康手帳	妊娠7か月～出産予定日から1年（※）
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる人	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証 等）	必要と認める期間（原則１年以内）

※出産後は乳児と同伴の場合に限る。

利用方法　公共施設や商業施設に設置されている障害者等用駐車区画での利用が可能です。障害者等用駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証を掛けるなど、外から見えるように掲示してください。

申込方法　県（郵送のみ）及び最寄りの市町村（窓口）にて申請の後、交付します。
申請の際は、申請書とともに、障害者手帳などの確認書類の提示が必要です。

問い合わせ先　障がい福祉課　障がい福祉係　☎0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355
千葉県健康福祉指導課　☎043-223-3924

○福祉カーの貸出し

歩行困難な障がい者や高齢者の社会参加を促進するために、福祉カーを対象者の家族等に無料で貸し出しします。

対 象 者　富津市に住所がある歩行困難な人（車イス利用者）。

申込方法　①まずは電話をして、仮予約をしてください。
②仮予約後、利用日までに申請をしてください。

〔申請に必要なもの〕
①運転者の免許証　②印鑑
※ ガソリン代やETC、駐車料金（P15 参照）は利用者負担となります。

問い合わせ先　社会福祉協議会　☎0439-87-9611　FAX. 0439-87-9610

(10) 視覚障がい者・聴覚障がい者に関すること

○視覚障害者総合支援センターちば

内　　容　「視覚障害者総合支援センターちば」では、視覚障がい者向けの様々なサービスを行っています。

1．点字図書館　点字図書館は、目の不自由な人に点字図書・録音図書（カセットテープ・CD）を主に郵送で貸出す図書館です。県内にお住まいの目の不自由な人なら、どなたでもご利用できます。図書の貸出については、事前に登録が必要です（電話でも可）。

2．点字広報　重度の視覚障がい者に点字による「ちば県民だより」等を発行（月1回）しています。

3．録音広報の発行　重度の視覚障がい者に録音テープによる「ちば県民だより」等を発行（月1回）しています。

4．点字出版所　無料、又は低額な料金で「ちば県民だより」、「千葉市政だより」等の点字版の出版をしています。ご希望の人は直接下記にお申込していただければ無料でお送りしています。このほか一般の点字印刷物の注文も受けています。

5．点訳プライベートサービス

ご自分でお持ちの本を点訳します。片面印刷1枚6円から実施しています。

6．障害者ITサポートセンター

障がい者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図ることを目的に、総合的なITサポート拠点として障害者ITサポートセンターを設置・運営しています。支援機器・サービスに関する情報提供、支援機器の展示等を行っています。

7．点字・音声即時情報ネットワーク事業

内　　容　「政治」、「経済」、「福祉」などの情報を点訳し、県内で購読を希望している視覚障がい者に郵送しています。また、電話ナビゲーション（音声情報システム）では様々なニュースを音声でお知らせしています。

問い合わせ先
社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会・視覚障害者総合支援センターちば
☎043-421-5199　FAX. 043-421-5179
音声ニュースを配信する電話ナビゲーション全国共通サービス
☎0570-021-802

○広報ふっつ（CD版）

内　　容　毎月１回発行される「広報ふっつ」の内容をボランティアが読み上げた「声の広報」CD版を、希望する人に貸し出しします。

費　　用　無料

担 当 係　・「声の広報」CD版の貸出に関すること
社会福祉協議会　☎0439-87-9611
・「広報ふっつ」の発行に関すること
秘書広報課秘書広報係　☎0439-80-1225

○聴覚障がい者用ビデオテープ・DVDの製作・貸出

内　　容　映画・テレビ番組に、聴覚障がい者向け字幕を入れたビデオテープ・DVDを製作し、貸し出します。

対 象 者　1．千葉県在住の身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がい者とその

関係者
2. 聴覚障がい者関係団体等

利用方法　貸出申込書の提出が必要なため、問い合わせ先までまずはご連絡ください。
費　　用　無料（ただし、郵送による返却の経費は自己負担）
期　　間　10日間（1回にVHSで2本、DVDで6本のいずれか）
問い合わせ先　社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会千葉聴覚障害者センター
☎ 043-308-6372　FAX. 043-308-5562

○聴覚障がいに関する図書・資料等の貸出閲覧

対 象 者　聴覚障がい（者）に関する図書やろう団体や難聴団体、研究団体等の機関紙等を数多く揃えています。聴覚障がい者、手話を学ぶ人、手話通訳士（者）を目指す人、学生など幅広い人に利用いただけます。一部の図書、ビデオを除き、貸出もできます。
利用時間　火曜日～土曜日　10時～17時（金曜日のみ、10時～19時）
貸出期間　2週間以内、3冊まで。下記センター現地での貸出となります。
問い合わせ先　社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
（東京都目黒区五本木1-8-3）
☎ 03-6833-5004　FAX. 03-6833-5005

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

内　　容　身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る経費を助成します。

対象者及び障がいの種別と種類

両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、指定医の診断を受け、補聴器をつけることで言語の習得等に一定の効果が期待できると判断された人。

基準等

種目	種　　類	1台あたりの基準額(円)	基準額に含まれるもの	耐用年数
補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	補聴器本体（電池を含む。） イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を除く。	原則として5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
	高度難聴用ポケット型	43,200		
	高度難聴用耳かけ型	52,900		
	重度難聴用ポケット型	64,800		
	重度難聴用耳かけ型	76,300		
	耳あな型（レディメイド）	87,000	補聴器本体（電池を含む。）	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
	骨導式ポケット型	70,100	補聴器本体（電池を含む。） 骨導レシーバー　ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	127,200	補聴器本体（電池を含む。） 平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,600円を除く	

※FM型受信機、FM型用ワイヤレスマイク又はオーディオシューを必要とする場合は、次に掲げる額の範囲内で必要な額を加算できます。

種　類	1台あたりの基準価格（円）
FM型受信機	80,000
FM型ワイヤレスマイク（充電池を含む。）	98,000
オーディオシュー	5,000

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、基準価格の100分の106に相当する額を基準の上限とします。

障がい者（児）の福祉

他の制度との関係について　身体障害者手帳の交付を受けることができる人は、補装具費の制度が優先されます。
利用者負担額　補聴器購入費用の1/3。
※世帯の中に460,000円以上の市町村民税所得割が課税されている人がいる場合は支給の対象外となります。
利用までの流れ
1. 障がい福祉係に相談
2. 障がい福祉係から申請書等の様式を受け取る
3. 意見書（医師に作成してもらうもの）と見積書（補聴器販売業者に作成してもらうもの）を取得する
4. 障がい福祉係に必要書類を添えて申請
5. 助成金の支給決定

申請に必要なもの
1. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書
2. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
3. 補聴器販売業者が作成した対象児に適合した補聴器の見積書
4. 課税（非課税）証明書（転入者のみ）

担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

(11) 発達障がいに関すること

○発達障がいとは

発達障がいとは、主に脳機能の障がいであり、その症状が通常低年齢（18歳くらいまで）で発現するもので、しつけや性格に起因するものとは異なります。発達障がいのある人はコミュニケーションが苦手で、発達障がいの適切な理解が得られずに周囲の不適切な対応が原因で生じる二次障がいによる困難を抱えている場合もあります。

感覚が過敏で苦しむ人もいますが、長所として活用できる場合もあります。

◆自閉症スペクトラム障がい（ASD）

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいをいいます。

呼びかけられても振り返らない、相手と視線を合わせようとしない、人の表情や感情を読み取れない、おうむ返しをする、独り言が多い、要望を言葉で伝えられずに人の手を引っ張るなど、他人との関わり方や会話に支障が出ることがあります。

道順、手順、日課、物の置き場所などの決まりごとを変更すると不安を感じることがあります。

知的発達の水準は様々で、知的発達や言葉の発達の遅れを伴わない場合もあります。

人の気持ちを理解するのが苦手で、関心のあることばかり一方的に話す人もいます。

◆学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。適切な支援や配慮が用意されたことで学習に取り組めるようになる人もいます。

学習障がいの場合、従来の方法では学習が困難であることが多いです。学習できないのは本人の怠惰によるものではないので、努力不足と責めないことが必要です。

◆注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や多動性、衝動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業的・職業的な機能に支障をきたすことがあります。

忘れ物が多い、時間や物の管理ができない、集中力が続かない、じっと座っていられない、衝動的に行動するなどの障がいがあり、個人差が大きいことが特徴です。

○千葉県発達障害者支援センター（CAS）

内　　容　発達障がいがあるご本人、ご家族、関係者及び関係機関からの相談を受けます。

1. **相談支援**
   日常生活に関わる様々なご相談を受け、助言、各種機関紹介、情報提供等を行います。
2. **発達支援**
   各機関と連携し、個々に応じた療育や教育の具体的な手立てについて支援します。また、各機関に対してコンサルテーションなどの支援を行います。
3. **就労支援**
   就労を希望する人、就労している人に対して、関係機関と連携しながら支援します。
4. **普及・啓発**
   パンフレットやホームページ等を活用して、発達障がいに関する情報を提供します。また、書籍やビデオの貸し出しを行います。
5. **研修**
   発達障がい者の正しい理解や支援の方法を広めるための研修を行います。研修においては、各機関への講師派遣も行います（希望される場合はお電話ください）。

対 象 者　千葉県内（千葉市を除く）にお住まいの、自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障がい（PDD）、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいがあるご本人、ご家族、関係者及び関係機関。

対応できる日時　開設時間　月曜日～土曜日　9時～17時
費　　用　無料
問い合わせ先　千葉県発達障害者支援センター（CAS）
千葉市中央区中央2丁目9-8　千葉広小路ビル601号室
☎ 043-227-8557　FAX. 043-227-8559

○療育等支援事業

内　　容　成長や発達に心配のある子ども（発音がはっきりしていない、行動に落ち着きがない、集団行動ができない、ことばが遅い、目があわない、おもちゃや友だちに関心を示さないなど）の保護者を対象に、必要に応じて個別に言語訓練や心理療法を行います。
対 象 者　富津市内に住所を有する15歳以下の児童又はその保護者。
対応できる日時　毎週月曜日・木曜日・金曜日（祝日、原則第2木曜日・第4月曜日除く）
利用方法　事前に電話での予約が必要です
場　　所　富津市役所
費　　用　無料
窓　　口　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○つくしんぼ教室

内　　容　児童発達支援センターきみつ愛児園による、入園とは別に、子どもの発達で心配な人を支援する療育相談事業です。
「お母さんや友だちと楽しく遊べない」「自分で食事やおしっこができない」「ことばの発達が遅い」「おちつきがなく、じっとしていられない」「からだを動かすのが苦手」など、育ちのことで心配なお子さんを対象にしています。お気軽にご相談ください。

どんなことするのかな？

1. 親子で楽しい遊びを集団で行います。
2. お子さんの育ちに合わせた遊びを用意し、一人ひとりの気持ちを大切に考えて、「見たり聞いたりして楽しむこと」「丈夫な身体を育てること」「いろいろな遊びを知ること」などを目指します。

対 象 者　2歳頃～就学前
対応できる日時　毎週木曜日・14時30分～15時30分　（5月～2月の木曜日）
利用方法　事前に予約が必要です。
場　　所　児童発達支援センターきみつ 愛児園　君津市外箕輪1041
問い合わせ先　君津郡市広域市町村圏事務組合　児童発達支援センター
きみつ愛児園　☎ 0439-53-1161　FAX. 0439-53-1149

(12) 社会参加に関すること

○子育て交流会

内　　容　富津市障害者総合支援協議会子ども部会では、発達が気になる児童の保護者を対象に交流会を開催しています。

対 象 者　発達が気になる児童の保護者
実施日時　毎月第2火曜日10時～12時
利用方法　障がい福祉課　障がい福祉係に連絡してください
費　　用　無料
担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○君津地域心身障害児者スポーツ大会
内　　容　君津地域（木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市）で暮らす障がいのある人を集って楽しくスポーツやゲームをしてお互いの親睦を図り、障がいのある人の健康増進と社会参加を促進するため、毎年スポーツ大会を開催しています。
主　　催　君津地域身体障害者福祉会連合会
日程及び場所　毎年異なりますのでお問い合わせください。
対 象 者　君津地域にお住まいの障がいのある人で競技出場につき健康上問題のない人。
担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○自助グループ及び団体
内　　容　障がいのある人同士が集まり、講習会を開いたり、研修旅行に行ったりするなどの活動をしています。
団体名及び対象者

団　体　名	代表者名	連絡先	対　象　者
富津市ろうあ協会	三辻　康一	0439-87-6146 (FAX)	聴覚に障がいがある人
富津市手をつなぐ育成会	渡邉　明美	0439-87-2091	知的障がいがある人
オストメイト三津友会	神谷　　守	0439-52-5599	直腸、ぼうこうに障がいがあるオストメイトの人
君津地区自閉症協会 にじの会	吉田　耕三	君津地区自閉症協会ホームページ https://nijinokai.wa-sanbon.com	自閉症やアスペルガー症候群がある人

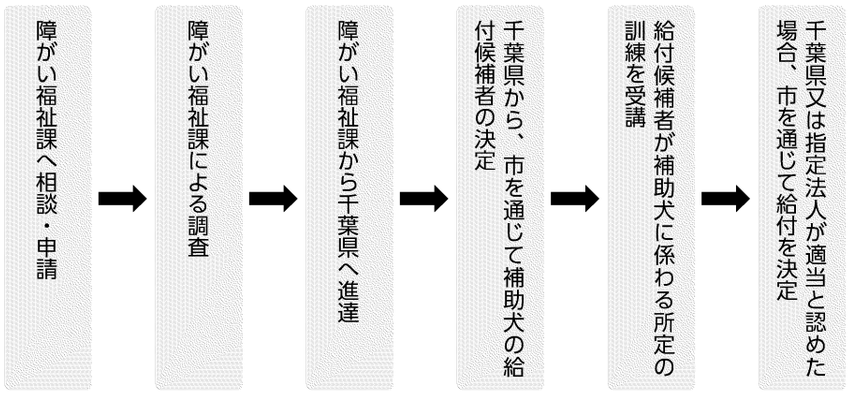
問い合わせ先　各団体又は障がい福祉課　障がい福祉係
☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

○断酒学級
内　　容　アルコール・酒害に苦しんでいる当事者・家族が話し合い、アルコール依存症という病気を理解して、対応の仕方や回復の方法を学びます。精神科医と断酒会の指導員が助言します。
開催日時　毎月第1火曜日午後2時～4時
利用方法　予約不要。当日君津健康福祉センターにお越しください。
費　　用　無料
問い合わせ先　千葉県君津健康福祉センター（君津保健所）地域保健課
☎ 0438-22-3744

(13) その他の福祉サービスに関すること

○日常生活自立支援事業
内　　容　ご自分の判断能力に不安がある高齢者や障がい者を対象として、福祉サービスの利用手続き、公共料金などの支払い手続き、大切な書類の管理などをお手伝いするサービスです。後見支援センターの専門員が面接、調整を行い、ご本人の希望と状況に応じた契約内容と支援計画を提案し、納得いただけたら契約を結びます。契約が成立すると生活支援員が派遣され、サービスの提供が始まります。生活支援員による援助は有料になります。
問い合わせ先　社会福祉協議会　☎ 0439-87-9611　FAX. 0439-87-9610

○補助犬の給付
内　　容　身体障害者補助犬を給付することにより、重度身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的としています。
種　　類　1. 盲導犬　身体障害者手帳（視覚障がい1級）
2. 介助犬　身体障害者手帳（肢体不自由1級・2級）
3. 聴導犬　身体障害者手帳（聴覚障がい2級）
対 象 者　1. 県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者。
2. 就労等社会活動への参加に効果があると認められる者。
3. 補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること。
4. 自己の所有にかかる家屋以外の家屋（公営住宅等は除く。）に居住する者に有っては、その家屋の所有者又は管理者の承認が得られること。
5. その他、本人又は本人の属する世帯の前年分所得税額による制限があります。
申請方法　障がい福祉係へご相談ください。
費　　用　無料　（ただし訓練にかかる交通費、補助犬の飼育・管理・治療等に係る一切の経費は本人負担）
利用までの流れ

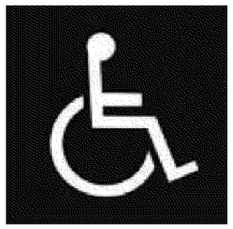


担 当 係　障がい福祉課　障がい福祉係　☎ 0439-80-1260　FAX. 0439-80-1355

障がいのある人に関係するマーク等（一例）

下記のマーク等については、障がいのある人に関するマーク等です。お見かけした場合はご理解とご協力をお願いします。

○障がい者のための国際シンボルマーク



概 要 等　障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のマークです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

問い合わせ先　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
☎ 03-5273-0601　FAX. 03-5273-1523

○盲人のための国際シンボルマーク

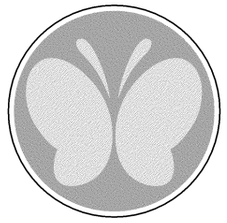


概 要 等　視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。

問い合わせ先　社会福祉法人日本盲人福祉委員会
☎ 03-5291-7885　FAX. 03-5291-7886

○身体障害者標識・聴覚障害者標識（身体障害者マーク・聴覚障害者マーク）





概 要 等　肢体不自由や聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務（身体障害者マークは努力義務）となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ先　警察庁交通局交通企画課　☎ 03-3581-0141（代）

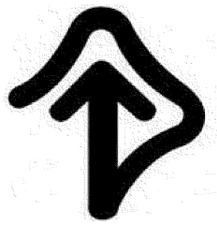
○ほじょ犬マーク



概 要 等　身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関、デパートやレストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

問い合わせ先　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
☎ 03-5253-1111（代）　FAX. 03-3503-1237

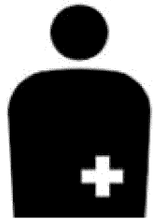
○耳マーク



概 要 等　聴覚障がい者は見た目には分からないため、聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

問い合わせ先　一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
☎ 03-3225-5600　FAX. 03-3354-0046

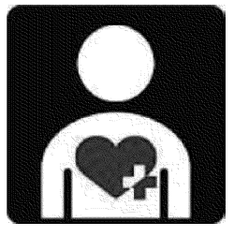
○オストメイト用設備／オストメイト



概 要 等　オストメイトとは、人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークは、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。

問い合わせ先　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
☎ 03-3221-6673　FAX. 03-3221-6673

○ハートプラスマーク



概 要 等　外見からは分かりにくい身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある人を表しているマークです。

問い合わせ先　特定非営利活動法人ハート・プラスの会
☎ 080-4824-9928

○「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



概 要 等　白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

問い合わせ先　岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
☎ 058-214-2138

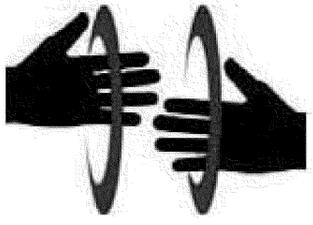
○ヘルプマーク



概 要 等　義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、又は妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

問い合わせ先　千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
☎ 043-223-2340　FAX. 043-221-3977

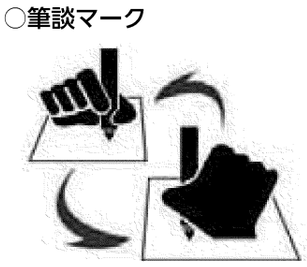
○手話マーク



概 要 等　耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。

問い合わせ先　一般財団法人全日本ろうあ連盟
☎03-3268-8847　FAX. 03-3267-3445

○筆談マーク



概 要 等　耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。

問い合わせ先　一般財団法人全日本ろうあ連盟
☎03-3268-8847　FAX. 03-3267-3445

○車いす使用者優先駐車区画・おもいやり駐車区画





概 要 等　車いす使用者優先駐車区画は、車いす使用者等が乗降できるように、一般の駐車区画より幅が広く設けられています。
おもいやり駐車区画は施設等の出入り口付近に設けられている、通常幅の駐車区画です。ちば障害者等用駐車区画利用証が利用できる対象駐車区画は、上記2種類のマークで表示されています。

問い合わせ先　千葉県健康福祉部健康福祉指導課
☎ 043-223-3924　FAX. 043-221-3977

(14) 職業相談・訓練等に関すること

○千葉障害者職業センター

内　　容　就職を目指す障がいのある人に対してハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

対応できる日時　平日　8時45分～17時（年末年始を除く）

利用方法　電話により予約をしてください。

費　　用　相談やサービスの提供は全て無料です。

問い合わせ先　千葉市美浜区幸町1-1-3　千葉障害者職業センター
☎ 043-204-2080　FAX. 043-204-2083

○千葉障害者就業支援キャリアセンター

内　　容　千葉県の「障害者就業・生活支援センター事業」を受託し、障がい者の就労支援及び障がい者の雇用支援を行います。雇用・定着のサポートとして、企業の担当者を対象とした研修「精神障害者等職場内サポーター養成研修」の実施や、広域企業支援員を配置することにより千葉県内16センターと連携した雇用サポートを行っています。また、働きたい人を対象として、就職のために必要とされる基礎的なスキル習得を目的とした「準備訓練」を実施しています。

対 象 者　就業を希望する障がい者やその家族、企業

対応できる日時　9時～17時（土・日・祝日、年末年始は休業）

費　　用　無料　（ただしセンターへの交通費・昼食代（訓練参加時）のみ自己負担）

問い合わせ先　千葉市美浜区新港43　千葉県障害者就業支援キャリアセンター
☎ 043-204-2385　FAX. 043-246-7911

○ハローワーク木更津（木更津公共職業安定所）

内　　容　障がいのある人への職業相談、職業紹介等を行っています。

対応できる日時　8時30分～17時15分（土・日・祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

費　　用　相談は無料

問い合わせ先　木更津市富士見1-2-1　スパークルシティ木更津ビル5階
ハローワーク木更津（木更津公共職業安定所）
☎ 0438-25-8609　FAX. 0438-25-8601

○障害者就業・生活支援センター　エール

内　　容　職業生活における自立を図るために支援を必要とする障がいのある人に、就業に向けての相談や援助、日常生活や社会生活での支援を一体的に行い、就業生活における安定を支援します。

対 象 者　1. 障がいのある人で、一般企業の就職を希望する人
2. 障がいのある人で、すでに就職されている人
3. 障がい者を雇用されている企業、あるいは雇用をお考えの企業

対応できる日時　平日9時～17時（8/13～8/15、12/30～1/3を除く）
利用方法　電話により予約をしてください
費　　用　無料（交通費や昼食代の他、連携施設を利用する場合は各市町村の定める利用者負担額がかかることがあります。）
問い合わせ先　木更津市中央1-16-12　サンライズ中央1階
障害者就業・生活支援センター　エール
☎ 0438-42-1201　FAX. 0438-25-5250

○千葉県立障害者高等技術専門校（愛称：ちばテク障害者校）
内　　容　職業人として自立を目指す障がいのある人に、各人の能力に応じた職業訓練を行い、社会に参加できる技能者を養成することを目的として設置されたものです。
訓練科目

コース種別	訓練期間	コース内容
身体障がい者向けコース	1年	●DTP・Webデザインコース ●福祉住環境CADコース ●PCビジネスコース
知的障がい者向けコース	1年	●基礎実務コース
	6か月	●短期実務コース
精神障がい者・発達障がい者対象コース	1年	●職域開拓コース

応募資格　次のすべての条件を満たしている人を応募資格とします。
1. 義務教育を修了している人、又は修了見込みの人
2. 障がいのある人で職業人として自立が見込まれる人
3. 職業訓練に耐えることができると認められる人
4. 障がいの症状が固定している人
5. 集団生活に適応できる人
6. 当該コースの技能習得に意欲のある人
7. 訓練受講に家族などの理解と協力が得られる人
8. ハローワークに求職登録している人

身体障がいの人
1. 身体障害者手帳所持者、又は指定医により身体障がい者と判定された人（ハローワーク規定様式）

知的障がいの人
1. 療育手帳所持者、又は障害者職業センターなど公的機関で知的障がい者と判定された人
2. 通校が可能な人

精神障がい・発達障がいの人
1. 精神障害者保健福祉手帳所持者、又は主治医の意見書により精神障がい・発達障がいがあると判定された人
2. 通校が可能な人
3. 医療機関に継続的に通院できており、服薬管理ができている人
4. 主治医の意見書を提出できる人
5. 社会生活等状況確認書（指定様式）を提出できる人

費　　用　入校選考料・入校料・授業料は無料です。ただし、教科書などは自己負担です。

応募方法　応募書類を最寄りの公共職業安定所に提出し、求職登録をしてください。応募書類は当該専門校、ハローワーク、県庁の産業人材課などに置いています。
問い合わせ先　千葉市緑区大金沢町470　千葉県立障害者高等技術専門校
☎ 043-291-7744　FAX. 043-291-7745

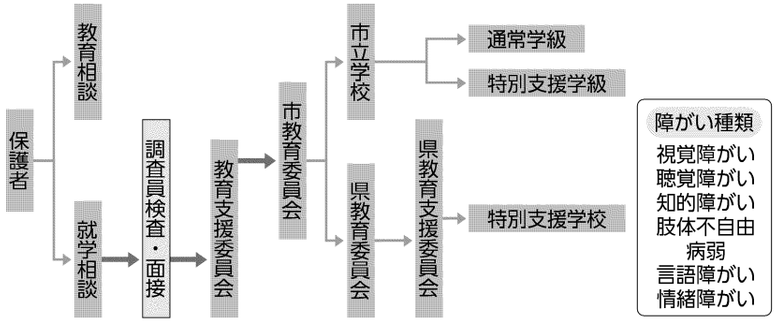
(15) 保育に関すること

○地域の保育所（園）による障がい児保育
健常児とともに保育が可能な児童については、出来る限り受け入れています。ご相談ください。
窓　　口　保育課　保育係　☎ 0439-80-1312

(16) 教育に関すること

特別支援教育の推進のための「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成19年4月1日から施行され、児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、今までの盲・聾・養護学校から、障がい種別を超えた『特別支援学校』制度が創設されました。
そして、『特別支援学校』は小中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言援助に努めること、また、小中学校等では学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（AD／HD）等を含む障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行うことと規定されました。

○心身の発達について心配のあるお子さんの就学相談
富津市教育委員会では、保護者からの相談内容に応じて次のように対応します。



就学相談では、担当者と保護者とが子どもの実態を確認し合い、就学についてじっくり話し合います。そして、発達検査等を通して子どもの発達の様子を確認し、今後の見通しを話し合ったりしながら子どもにとってより良い学習環境（就学学級・学校）が選択できるように大切に進めたいと考えています。
就学相談窓口　学校教育課　学務係　☎ 0439-80-1339
※ 在学児童については、就学している学校でも相談できます。

≪特別支援学級・特別支援学校の特徴≫

教育委員会では、学校・学級を選択するにあたり、それぞれの学校・学級に実際に体験入学し、子どもの活動を観察することをお勧めします。

体験入学は、保護者から学校または教育委員会を通じて各学校へ申し込み、実施できます。

各学校の特徴について、簡単にまとめると次のとおりです。

	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
通　学	住居の近くにある	住居の近くにある（ただし、言語通級は校区を越えて通学することもある）	住居から離れているスクールバス等で通学
学級集団	35人～40人学級	8人までを1学級として編制	小・中学部は6人までを1学級として編制
学校生活のリズム	1単位の学習時間は、小学校45分、中学校50分を標準としている	左に同様 ただし、時間割の弾力的な運用を実態に応じて行っている	左に同様 ただし、一人一人に合わせ運用はさらに弾力的である
学習形態	概ね一斉学習が中心	個別学習・グループ学習	個別学習・グループ学習
指導内容	教科書の内容が中心	児童生徒の実態に応じ、必要な学習内容を指導	児童生徒の実態に応じ、必要な学習内容を指導
教科書	学年に応じた教科書を使用	文部科学省作成の特別支援学校用の教科書、実態に応じた教科書	特別支援学校用の教科書、実態に応じた教科書
教　員	集団で一斉指導を行っている小学校は学級担任制 中学校は教科担任制が基本である	交流教育など集団の中での指導と特別支援学級の中での指導とを組み合わせている	特別支援学級に比べ、教員数・担任数が多く、一人一人に応じたきめ細かな指導を行っている
安全面の配　慮	障がいに応じた施設や設備についての特別な配慮は通常は行っていない	在籍者の障がいに応じて、実態に合わせた安全な環境を可能な範囲で準備する	学校全体が児童生徒の実態に即した必要な環境を準備している
集団の活　動	学級を単位として活動することが一般的	一人一人の学習課題に合わせた内容を集団生活の場面でも準備する	教員数が多く、特別支援学級よりもさらに個の課題を意識した関わりができる
健康管理	職員で共通理解し、担任が対応する	職員で共通理解し、担任が可能な範囲できめ細かく対応する	障がいに対する専門性が強く、医療と連携した対応をする

○特別支援学級設置校

令和5年度における富津市内の特別支援学級設置状況
（年度によって設置状況は変更している場合があります）

小学校	知的学級	情緒学級	難聴学級	言語学級	言語通級指導教室
青堀小学校	○	○			○
富津小学校	○	○			
飯野小学校	○	○			
大貫小学校	○	○			
吉野小学校	○	○			
佐貫小学校	○	○			○
天羽小学校	○	○	○		○
環小学校	○	○			

中学校	知的学級	情緒学級	難聴学級
富津中学校	○	○	
大佐和中学校	○	○	
天羽中学校	○	○	

○特別支援学校

学校名	障がい種	学部						所在地	電話番号
		幼	小	中	高	訪問	寄宿		
君津特別支援学校	知的病弱		○	○	○	○		君津市北子安6-14-1	0439-55-4333
千葉聾学校	聴覚	○	○	○	○		○	千葉市緑区鎌取町65-1	043-291-1371
千葉盲学校	視覚	○	○	○	○		○	四街道市大日468-1	043-422-0231
袖ケ浦特別支援学校	肢体病弱		○	○	○	○	○	千葉市緑区誉田町1-45-1	043-291-6922
仁戸名特別支援学校	病弱		○	○	○	○		千葉市中央区仁戸名町673	043-264-5400
四街道特別支援学校	病弱		○	○	○			四街道市鹿渡934-45	043-422-2609
安房特別支援学校館山聾分校	聴覚	○	○	○	○			館山市那古1672-7	0470-27-2490
市原特別支援学校つるまい風の丘分校	知的				○			市原市鶴舞1159-1	0436-92-5281

障害程度別サービス《早見表》

区分		相談窓口に関すること					障害者総合支援法に関すること							
本文ページ		P26	P27	P27	P27	P28	P32	P38	P39	P40	P40	P41	P42	P42
事項		障がい福祉なんでも相談室	高齢者・障がい者のための法律相談	ひきこもりに関する相談	千葉いのちの電話	障害者差別解消に関する窓口	介護給付・訓練等給付	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	補装具費支給事業	基幹相談支援センター	意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）	日常生活用具の給付
療育手帳	Ⓐ	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	Ⓐの1	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	Ⓐの2	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	Aの1	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	Aの2	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	Bの1	○	○	○	○	○	○			△		○		
	Bの2	○	○	○	○	○	○			△		○		
身体障害者手帳	視覚障がい 1級	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	2	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	3	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	4	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	5	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	6	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	聴覚障がい 2級	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	△
	3	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	△
	4	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	△
	6	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○	○	△
	平衡障がい 3級	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	5	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	音声言語 3級	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	4	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	肢体不自由 1級	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	2	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	3	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	4	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	5	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	6	○	○	○	○	○	○	△	○		△	○		△
	内部障がい 1級	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○		△
	2	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○		△
	3	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○		△
	4	○	○	○	○	○	○	△	△		△	○		△
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	2	○	○	○	○	○	○			△		○		△
	3	○	○	○	○	○	○			△		○		
難病		○	○	○	○	○	△				△	○		△
戦傷病者					○	○								
年齢制限				18歳以上			一部有	18歳未満	18歳以上					一部有
所得制限									有	有	有			有
供給制限														

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

障害者総合支援法に関すること							障がい者の手当に関すること				医療		
P45	P46	P47	P48	P48	P48	P49	P61	P61	P62	P62	P62	P64	P65
移動支援事業	日中一時支援事業	地域活動支援センター事業	知的障がい者の職親委託	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費助成	成年後見制度利用支援事業	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当	特別障害者手当	重度心身障害者医療費助成	精神障害者医療費助成	指定難病医療費助成制度
○	○	○	○	○		△	○	○	△		○		
○	○	○	○	○		△	○	○	△	○	○		
○	○	○	○	○		△	○	○	△	○	○		
○	○	○	○	○		△	○		△		○		
○	○	○	○	○		△	○		△		○		
○	○	○	○	○		△	△						
○	○	○	○	○		△	△						
○	○	○		○			○	△		△	○		
○	○	○		○			○	△		△	○		
○	○	○		○			○	△		△			
○	○	○		○									
○	○	○											
○	○	○		○			○	△		△	○		
○	○	○		○			○	△		△	○		
○	○	○		○			○	△		△			
○	○	○		○			△						
○	○	○											
○	○	○											
○	○	○		○			○						
○	○	○		○			○						
○	○	○		○	○		○	△	△	△	○		
○	○	○		○	○		○	△	△	△	○		
○	○	○		○			△	△		△			
○	○	○		○			△						
○	○	○											
○	○	○											
○	○	○		○			△	△	△	△	○		
○	○	○		○			△	△		△	○		
○	○	○		○			△	△		△			
○	○	○		○									
○	○	○				△	△	△		△	○	△	
○	○	○				△	△					△	
○	○	○				△	△					△	
○	○	○					△	△		△			△
				18歳以上			20歳未満	20歳未満	20歳以上65歳未満	20歳以上	本文参照		
							注	注	注	注	有		

注：併給制限あり

区　分		障がい者の年金に関すること				税の軽減						各種料金等の軽減		
本文ページ		P66	P67	P67	P67	P69	P70	P71	P71	P71	P72	P72	P72	P73
事　項		障害基礎年金	特別障害給付金	障害厚生年金・障害手当金	心身障害者扶養年金	所得税・住民税の障害者控除	自動車税・軽自動車税	相続税の控除	贈与税の控除	関税の免除	利子等の非課税	ＮＨＫ放送受信料の減免	郵便料金の減免	携帯電話等の割引サービス
療育手帳	Ⓐ	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	Ⓐの1	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	Ⓐの2	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	Aの1	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	Aの2	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△	△	△
	Bの1	△	△	△	△	○		○		○	○	△	△	△
	Bの2	△	△	△	△	○		○		○	○	△	△	△
身体障害者手帳	視覚障がい 1級	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	視覚障がい 2	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	視覚障がい 3	△	△	△	△	○	○	○		○	○	△	△	△
	視覚障がい 4	△	△	△		○	△	○		○	○	△	△	△
	視覚障がい 5					○		○		○	○	△	△	△
	視覚障がい 6					○		○		○	○	△	△	△
	聴覚障がい 2級	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	聴覚障がい 3	△	△	△	△	○	○	○		○	○	△	△	△
	聴覚障がい 4	△	△	△		○		○		○	○	△	△	△
	聴覚障がい 6					○		○		○	○	△	△	△
	平衡障がい 3級	△	△	△	△	○	○	○		○	○	△	△	△
	平衡障がい 5					○		○		○	○	△	△	△
	音声言語 3級	△	△	△	△	○	△	○		○	○	△	△	△
	音声言語 4	△	△	△		○		○		○	○	△	△	△
	肢体不自由 1級	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	肢体不自由 2	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	肢体不自由 3	△	△	△	△	○	△	○		○	○	△	△	△
	肢体不自由 4	△	△	△		○	△	○		○	○	△	△	△
	肢体不自由 5					○	△	○		○	○	△	△	△
	肢体不自由 6					○	△	○		○	○	△	△	△
	内部障がい 1級	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	内部障がい 2	△	△	△	△	○	○	○		○	○	△	△	△
	内部障がい 3	△	△	△	△	○	○	○		○	○	△	△	△
	内部障がい 4	△	△	△		○	○	○		○	○	△	△	△
精神障害者保健福祉手帳	1級	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△		△
	2	△	△	△	△	○		○		○	○	△		△
	3	△	△	△	△	○		○		○	○	△		△
難　病		△	△	△										
戦傷病者						△	△	○	△	○		△		
年齢制限		20歳以上	本文参照	20歳以上										
所得制限		一部有	有	有								一部有		
供給制限		一部有	有											

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

各種料金等の軽減		交通サービスに関すること										視覚障がい者・聴覚障がい者に関すること		
P73	P73	P74	P75	P75	P75	P76	P76	P76	P77	P77	P78	P78	P79	P79
ＮＴＴ番号案内の無料提供	ＮＴＴファクス104	有料道路通行料金	JR・私鉄運賃	バス運賃	タクシー運賃（助成）	タクシー運賃（割引）	航空旅客運賃	フェリー旅客運賃	駐車禁止規制の対象除外	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	福祉カーの貸出し	視覚障害者総合支援センターちば	広報ふっつ（ＣＤ版）	ビデオテープ・ＤＶＤの製作・貸出
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
○			○	○	△	○	○	○			△			
○			○	○	△	○	○	○			△			
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	
○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	
○		○	○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	
○		○	○	○	△	○	○	○			△	○	○	
○		○	○	○	△	○	○	○			△	○	○	
	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○			△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○			△			○
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○		○	△			
	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○			△			○
	△	○	○	○	△	○	○	○			△			○
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○		○	△			
		○	○	○	△	○	○	○	△	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○	△	△	△			
		○	○	○	△	○	○	○		△	△			
		○	○	○	△	○	○	○		△	△			
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○	○	○	△			
		○	○	○	△	○	○	○		○	△			
○				△	△		○	○	○	○	△			
○				△	△		○	○			△			
○				△	△		○	○			△			
					△					△	△			
△			○				○				△			

区　分		視覚障がい者・聴覚障がい者に関すること		社会参加に関すること				その他の福祉サービスに関すること		職業相談・訓練等に関すること				
本文ページ		P80	P80	P83	P84	P84	P84	P85	P85	P89	P89	P89	P89	P90
事　項		図書・資料等の貸出閲覧	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	子育て交流会	君津地域心身障害児者スポーツ大会	自助グループ及び団体	断酒学級	日常生活自立支援事業	補助犬の給付	千葉障害者職業センター	千葉障害者就業支援キャリアセンター	ハローワーク木更津	障害者就業・生活支援センター　エール	千葉県立障害者高等技術専門校
療育手帳	Ⓐ			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Ⓐの1			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Ⓐの2			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Aの1			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Aの2			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Bの1			△	○	○		○		○	○	○	○	○
	Bの2			△	○	○		○		○	○	○	○	○
身体障害者手帳	視覚障がい 1級				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	視覚障がい 2				○	○		○		○	○	○	○	○
	視覚障がい 3				○	○		○		○	○	○	○	○
	視覚障がい 4				○	○		○		○	○	○	○	○
	視覚障がい 5				○	○		○		○	○	○	○	○
	視覚障がい 6				○	○		○		○	○	○	○	○
	聴覚障がい 2級	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○
	聴覚障がい 3	○			○	○		○		○	○	○	○	○
	聴覚障がい 4	○			○	○		○		○	○	○	○	○
	聴覚障がい 6	○			○	○		○		○	○	○	○	○
	平衡障がい 3級				○	○		○		○	○	○	○	○
	平衡障がい 5				○	○		○		○	○	○	○	○
	音声言語 3級				○	○		○		○	○	○	○	○
	音声言語 4				○	○		○		○	○	○	○	○
	肢体不自由 1級				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	肢体不自由 2				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	肢体不自由 3				○	○		○		○	○	○	○	○
	肢体不自由 4				○	○		○		○	○	○	○	○
	肢体不自由 5				○	○		○		○	○	○	○	○
	肢体不自由 6				○	○		○		○	○	○	○	○
	内部障がい 1級				○	○		○		○	○	○	○	○
	内部障がい 2				○	○		○		○	○	○	○	○
	内部障がい 3				○	○		○		○	○	○	○	○
	内部障がい 4				○	○		○		○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳	1級			△	○	○	△	○		○	○	○	○	○
	2			△	○	○	△	○		○	○	○	○	○
	3			△	○	○	△	○		○	○	○	○	○
難　病								○		○	△	○	○	
戦傷病者								○				○		
年齢制限			18歳未満	18歳未満										15歳以上
所得制限			有						有					
供給制限														

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。